



IKEDA CITY LIVING GUIDE

べんりちょう
くらしの便利帳

2020

いけだしがいと
池田市ガイド 2

いざというとき 10

みじか てつづ
身近な手続き 18

ねんきん こくほ しぜい
年金・国保・市税 30

こそだ きょういく がっこう
子育て・教育・学校 38

ふくし けんこう
福祉・健康 43

こうれいしゃ かいご
高齢者・介護 54

まちづくり 59

かんきょう じょうげすいどう
環境・上下水道 62

ぶんか すぽーつ
文化・スポーツ 69

しせい きかい せんきょ
市政・議会・選挙 70

しみんそうたん
市民相談 73

せいかつがいと
生活ガイド 79



いけだしく べんりちよう
池田市暮らしの便利帳

【INDEX】

いけだしがいと
●池田市ガイド

かくか ごあんない
各課のご案内……………2

こぞだ しえん いけだ
子育て支援のまち池田……………4

いけだ しせつあんない
池田の施設案内……………6

いべんとかれんだー
イベントカレンダー……………8

●いざというときに

きゆうきゆう いりよう
救急医療……………10

しょうぼう
消防……………11

ぼうはん
防犯……………11

ちいき
地域で……………12

ぎょうせい
行政から……………13

かてい
家庭で……………14

さいがい そな
災害に備えるための
マイタイムライン……………15

さいがいじ ぼうはん たいせい きょうか ちゅう
災害時や防犯の体制を強化中……………15

さいがいじ じょうほうにゆうしゅうほう
災害時の情報入手方法……………16

さいがいじ ひなんばしょ
災害時の避難場所……………17

みちか てつづ
●身近な手続き

こせき じゅうしょ とど で
戸籍・住所の届け出……………18

まいなんばんかーど こじんばんごうかーど
マイナンバーカード(個人番号カード)……………21

いんかんとらうく
印鑑登録……………24

かくしゅうめいしよ
各種証明書……………26

とくべつえいじゅうしやしゅうめいしよ ざいりゅうかーど
特別永住者証明書・在留カード
の更新など……………28

ねんきん こくほ しぜい
●年金・国保・市税

ねんきん
年金……………30

こくみんけんこうほけん
国民健康保険……………32

しぜい
市税……………35

こぞだ きょういく がっこう
●子育て・教育・学校

こぞだ しえん
子育て支援……………38

ほいくしよ
保育所など……………39

きょういく がっこう
教育と学校……………40

ふくし けんこう
●福祉・健康

しょうがいのあるかた
障がいのある方……………43

ひとりおやかてい
ひとり親家庭……………48

ふくしえんじよ
福祉援助……………49

いりよう けんこう
医療と健康……………50

こうれいしゃ かいご
●高齢者・介護

こうれいしゃ
高齢者……………54

かいごほけん
介護保険……………54

●まちづくり

はたら ひと
働く人たちのために……………59

じゅうたく
住宅など……………59

こうつう
交通……………60

かんきょう じょうげすいどう
●環境・上下水道

ごみ……………62

はいきぶつ りさいくる
廃棄物・リサイクル……………64

べつと
ペットなど……………65

じょうげすいどう
上下水道……………65

そうぎ
葬儀など……………67

ぶんか すぽーつ
●文化・スポーツ

うんどう
運動しませんか……………69

しせい ぎかい せんきよ
●市政・議会・選挙

しせいじょうほう ていきょう
市政情報の提供……………70

し こえ とど
市にみんなの声を届けませんか……………71

ぎかい
議会……………72

しみんそうだん
●市民相談

しみんそうだん
市民相談……………73

せいかつ がいと
●生活ガイド

いけだしいしかい
池田市医師会……………79

いけだししかいしかい
池田市歯科医師会……………81

いけだしく べんりちよう ねん がつついたちじてん じょうほう
「池田市暮らしの便利帳」は2020年8月1日時点の情報
の が載っています。社会の状況によって、内容が変わると
の ときがあります。

かくかごあんない 各課のご案内

かくか いちらん の
各課の一覧を載せています。

たんどうか がわからない時は市役所の代表番号(072-752-1111)に、かけてください。

いけだし やくしよ
池田市役所 〒563-8666 池田市城南1丁目1-1 ☎072-752-1111 FAX:072-752-9785

市長公室	ひしよか 秘書課 ☎072-754-6201	しちやう ふくしちやう ひしよ えいてん ひやうしやう 市長・副市長の秘書、栄典・表彰、 後援などの名義使用
	こうほうしてい 広報シティ プロモーション課 ☎072-754-6202	しせいしやうほうはっしん ほうどう きかん れんらくちやう 市政情報発信、報道機関との連絡調 整、シティプロモーションの企画立案
	しせいさうだんか 市政相談課 ☎072-754-6200	しみんさうだん かくしゆせん ちやうだん しやうほうこうかい 市民相談、各種専門相談、情報公開、 個人情報保護、文書管理
	ききかんりか 危機管理課 ☎072-754-6263	ぼうさいたいさく へいわ あんぜんしきさく あんぜんぼと 防災対策、平和・安全施策、安全パト ロール、国民保護
	こみゆにていすいしんか コミュニティ推進課 ☎072-754-6641	こみゆにてい いかつどう こうききつどうそくしん ち コミュニティ活動、公益活動促進、地 域集会所施設、地域分権制度
	とくべつていがくきゆうか きんか 特別定額給付金課 ☎072-754-6611	とくべつていがくきゆうふきん きゆうふ 特別定額給付金の給付
総合政策部	せいさくきかくか SDGs 政策企画課 ☎072-754-6213	そうごうけいかく たしせい きほんこうさう き 総合計画 その他市政の基本構想・基 本計画、広域行政、地方分権、SDGs に基づく地方創生の推進
	せんりやくか ICT戦略課 ☎072-754-6215	じやうほうせいさく すいしん じやうほうしすてむ 情報政策の推進、情報システムの企 画立案・総合調整、オンライン行政手 続の管理・活用、革新的情報通信技 術の活用
	ざいせい 財政課 ☎072-754-6103	よききへんせい ざいせいけいかく きざい しきんけい 予算編成・財政計画、起債など資金計 画、地方交付税、競艇
	ぎやうざいせいけいかくすいしんか 行財政改革推進課 ☎072-754-7003	ぎやうざいせいけいかく ぎやうせいひやうか ぎやうせいそしき 行財政改革、行政評価、行政組織・ 事務分掌、パブリックコメント手続、 行政手続条例
	ほうせいか 法制課 ☎072-754-6214	ほうらい れいき けんきやう かいしやくうんやう じやうらい 法令・規程の研究・解釈運用、条例・ 規則などの制定・改廃の審査、公示公 表
	そうむか 総務課 ちやうしやかんり 庁舎管理 ☎072-754-6220 ざいせんかんり 財産管理 ☎072-754-6260 とうけい 統計 ☎072-754-6444	ちやうしやかんり しやうちやうかんり しやうりやう ぎやうせいかん 庁舎管理、集中管理車両、行政管 理、統計調査、財産管理
じんじか 人事課 ☎072-754-6203	しやくいん じんじ きやうま けんしやう ふくりこうせい 職員の人事、給与、研修、福利厚生	
けいやくけんさか 契約検査課 ☎072-754-6221	こうしうけいおひ ぎやうむいたく ぶつひんこうにやう 工事請負・業務委託・物品購入など の契約締結、入札参加者の資格審 査・選定、工事検査	
総務部	かぜいか 課税課 しみんぜい 市民税 ☎072-754-6222 とち 土地 ☎072-754-6223	しせい ふか かぜいしやうめいしよ 市税などの賦課、課税証明書などの 発行、市税条例などの制定・改廃

市民生活部	かおく 家屋 ☎072-754-6224 けいじどうしやせい 軽自動車税 ☎072-754-5255	のうぜいか 納税課 ☎072-754-6225	しぜい ちやうしやう のうぜいさうだん とくそく たい 市税などの徴収・納税相談・督促・滞 納処分、過誤納金の還付充当、納税 証明書発行
	さいけんか 債権回収センター ☎072-754-6068	さいけんか 債権回収センター ☎072-754-6068	しぜい 市債権の滞納整理・処分
	そうごうまどぐちか 総合窓口課 ☎072-754-6243	じゆうみんいどう とどけで しやうめいしよ ほうこう こ 住民異動の届出、証明書の発行、戸 籍、印鑑登録、住居表示、市営葬儀・ 墓地、旅券発給、マイナンバーカード	
	くわう かんこうか 空港・観光課 ☎072-754-6271 くわう 観光 ☎072-754-6244	くわうしゆうへんか けいせい か こうくわう ききゆうおんたいさく 空港周辺活性化、航空機騒音対策、 観光振興施策、市民カーニバルなど各 種イベント	
	しやうこうらうどうか 商工労働課 ☎072-754-6241 らうどう 労働・消費生活 ☎072-754-6230 きふ 寄付 ☎072-754-7005	しやうこうらうどう しんこう そうぎやうしえん せいどゆう 商工業の振興、創業支援、制度融 資、消費者保護、労働相談、就労支 援、みんなでつくるまちの寄付	
	じんけん ぶんかこくさいか 人権・文化国際課 ☎072-754-6231 ぶんかこくさい 文化・国際 ☎072-754-6232	じんけん しさく だんじきやうどうせんかか ぶんか しんこう 人権施策、男女共同参画、文化振興、 姉妹都市交流、国際交流センター、 人権文化交流センター	
かんきやうせいさくか 環境政策課 ☎072-754-6242 ごみげんじやう ごみ減量 ☎072-754-6240 こう 公害 ☎072-754-6647	かんきやうしさく かんきやうびか りさいいくる かい 環境施策、環境美化、リサイクル、飼 犬登録、公害規制・指導、空き地・資材 置場などの管理指導		
ぎやうむせんたー 業務センター ☎072-752-5580	にやう しやうしやう うんぱん ふほうどうき ごみ・し尿の収集・運搬、不法投棄 の監視・処理		
くりーんせんたー クリーンセンター ☎072-751-0501	しりりきやう けいかくじつし せんたー ごみ処理作業の計画実施、センター の維持管理		
福祉部	こうれい ふくししやうむか 高齢・福祉総務課 ☎072-754-6123 ふくしだんたい 福祉団体 ☎072-754-6250	こうれいしやふくし しさく ぶんせい いん じどうい 高齢者福祉施策、民生委員・児童委 員、敬老行事、高齢者安否確認、施設 循環福祉バス	
	せいふくしき 生活福祉課 ☎072-754-6251 ☎072-752-1316	せいふくしき かくしふくしききゆうふ か かしつ しやう 生活保護、各種福祉給付・貸付、就 労支援、生活困窮者の自立相談支 援、住居確保給付金	
	しやう ふくしき 障がい福祉課	しやう ふくしき かくしふくしききゆうふ しょう 障がい福祉各種給付、障がい者相	

こども・健康部	☎072-754-6255	だん しゃかんけいだんたい れんらくちようせい 談、障がい者関係団体との連絡調整
	かいごほけんか 介護保険課 認定 ☎072-754-6257 給付 ☎072-754-6228	かいごほけん しかく きゆうふ ようかいごにんてい 介護保険の資格・給付、要介護認定、 かいごほけんりゆう ふ かちようしゆう 介護保険料の賦課徴収
	ちいしえんか 地域支援課 かいごほけん 介護予防 ☎072-754-6288 じぎやうしゆう 事業者指導 ☎072-754-6256	かいごほけん じぎやうしゆう 介護予防、事業者指導
	こくほねんきんか 国保・年金課 こくめんけんこうほけん 国民健康保険 ☎072-754-6253 こくめんねんきん 国民年金 ☎072-754-6395	こくめんけんこうほけん しかく きゆうふ こくめんけん 国民健康保険の資格・給付、国民健康 こくめんねんきん ふ かちようしゆう こくめんねんきん 健康保険料の賦課徴収、国民年金
	ほけんいりようか 保険医療課 ☎072-754-6258	こうきこうれいしやいりよう かくしゆふくしりりゆうひま 後期高齢者医療、各種福祉医療費助 成
	こどもわかものせいさくか 子ども・若者政策課 ☎072-754-7004	こぞだ しえんしさく しようし かたいさく 子育て支援施策、少子化対策におけ わかものせいさく にんてい たい ほんいさく る若者施策、認定子ども園・保育所の にんか 認可
こども・健康部	こぞだ しえんか 子育て支援課 じどうふようであて 児童扶養手当 ☎072-754-6525 じどうふようであて 児童手当・留守家庭児童 ☎072-754-6252 じどうふようであて 児童家庭相談 ☎072-754-6401	じどうふ じどうふようであて じどうかていせう 児童手当、児童扶養手当、児童家庭相 か 談、ひとり親家庭支援、留守家庭児童 かい こぞだ しえん 会、子育て支援
	ようじほいくか 幼児保育課 ☎072-754-6208	ほいくしよ にゆうしよ けいぞく ほいくりようちようしゆう 保育所の入所・継続、保育料徴収・ たいのうしより ほいくしどう とくべつしえんほいく 滞納処理、保育指導、特別支援保育
	ほつたつしえんか 発達支援課 ☎072-754-6102	ほつたつせうだん しょう じどうしよ しえん とくべつ 発達相談、障がい児通所支援、特別 じどうふようであて しょう じふくしてであて 児童扶養手当、障がい児福祉手当、 がくえん かんり うんえい やまばと学園の管理・運営
	げんこうせうしんか 健康増進課 ☎072-754-6034 よぼうはちせき 予防接種 ☎072-754-6031 しかかんけい 歯科関係 ☎072-754-6033 にじゅう ☎072-754-6037 そうだんせんようでんわ 相談専用電話 ☎072-754-6039	ほしほけん よぼうせつしゆ げんこうしんせ 母子保健、予防接種、健康診査、が ん検診などの各種検診、生活習慣病 ん検診などの各種検診、生活習慣病 よぼう かんせんしゆう よぼう こぞだ じゆう 予防、感染症予防など、子育ての情 ほうていしゆう そうだん 報提供と相談
	きゆうじつきゆうびようしんりようじよ 休日急病診療所 ☎072-752-1551	きゆうじつきゆうびようしんりよう げんしん かく 休日急病診療、がん検診などの各 種検診、機能訓練
	としせいさくか 都市政策課 としけいかく 都市計画 ☎072-754-6262 じゆうたく 住宅 ☎072-754-6283	としけいかく りつあん ちようさげんきゆう けいがん 都市計画の立案・調査研究、景観、 しがいせいび じゆうたくせいさく こうえいじゆうたく 市街地整備、住宅政策、公営住宅、 あやたいさく 空き家対策
	こうきょうけんちくか 公共建築課 ☎072-754-6276	しゆうけんちくぶつ せつけい こうじかんり ほせん 公有建築物の設計・工事監理・保全、 こうきょうし せつ てきせいかんり ちようせい 公共施設などの適正管理の調整
	しんさしどうか 審査指導課 ☎072-754-6339	げんちくかくにんしんせいりゆうけつ げんさ けんちくしどう 建築確認申請受付・検査、建築指導、 たいしんしんだん せつけい かいしゆうほじよ かいほつこう 耐震診断・設計・改修補助、開発行 い げんちくきやうてい しどう 為・建築協定などの指導
	のうせい 農政課 ☎072-754-6152	のうえんげい しんこう けいせいしよとくあんでいたいさく 農園芸の振興、経営所得安定対策、 ちようじゆうひ けいたいさく 鳥獣被害対策

都市整備部	どほくかんりか 土木管理課 ☎072-754-6270	しどう いじかんり せんようきよか がいりうどう 市道の維持管理、占用許可、街路灯・ かーぶみらーかんり かせん いじかんり カーブミラーの管理、河川の維持管理
	こうつうどうろか 交通道路課 交通 ☎072-754-6281 道路 ☎072-754-6274	こうつうし さく こうつうあんぜんけいほつ しどう 交通施策、交通安全啓発、市道および きょうりゆう せいひけいかくりつあん 橋梁の整備計画立案
	こうえんか 公園みどり課 公園 ☎072-754-6275 りよか 緑化 ☎072-754-6686	りよか すいしん さとやまほせん さつぎまやしかん ほ 緑化推進、里山保全、五月山景観保 ぜん としこうえん けいかく せつけいせこう こうえん 全、都市公園の計画・設計施工、公園 いじかんり 維持管理
	かいけいかんり 管理室 ☎072-754-6117	ししゆつめいれいしよ しんさ きんゆうきんかけんさ 支出命令書の審査、金融機関検査、 しゆうにゆう ししゆつしゆうひゆう せいり ほん けつさ 収入・支出証票の整理・保管、決算 かんけいしよるい さくせい 関係書類の作成
	そうむか 総務課 ☎072-754-3508	しゆうつめいれいしよ しんさ きんゆうきんかけんさ 消防の組織・制度と企画調整、消 防団、消防協会
	よぼうか 予防課 ☎072-754-3511	ぼうか たいりようぶつ きけんぶつしせつ よぼう 防火対象物と危険物施設の予防査 さつ よぼうこうぼう じゆうたくぼうか すいしん ほあん 察、予防広報、住宅防火の推進、保安 ほうじむ 3法事務
消防本部	けいぼうきゆうきゆうか 警防救急課 ☎072-754-3512	しゆうほうけいかく しゆうほうとくべつけいび しゆうほうしせつ 消防計画、消防特別警備、消防施設 せいひけいかく しゆうほうそうこうえんきようてい きゆう 整備計画、消防相互応援協定、救 きゆう こうど かすいしん めでいかるこんどう 急の高度化推進、メディカルコントロ ール
	だい 第1・2・3 警備課 ☎072-751-0119	しゆうか しゆうつじゆう けいびけいかく しゆうほうかつどう くん 出火出場・警備計画、消防活動・訓 れん しゆうほうちすいり かさい げんいんちようさ 練、消防地水利、火災の原因調査、 きゆうきゆうきゆうじよきやうむ 救急救助業務
	そうむか 総務課 ☎072-754-6131	じんし きゆうとこうじ にゆうさつ けいやく 人事、給与、工事などの入札・契約
	けいさいきかくか 経営企画課 ☎072-754-6069	よさん けつざん ざいせいけいかく しきんけいかく じ 予算・決算、財政計画・資金計画、事 きゆう けいかくつあん ほしよんせい こうほう けいほつ 業の計画立案、補助申請、広報・啓発
上下水道部	えいきようか 営業課 ☎072-754-6106	しゆうすいりよう けいりよう じゆうげすいどうしゆうりよう 使用水量の計量、上下水道使用料 ちゆうてい しゆうのう たいのうせいり かいはいせんとくけい の測定・収納・滞納整理、開閉栓受付
	ようちかんりか 用地管理課 ☎072-754-6300	じゆえんきんか たんさん げんたんさん ちじゆうけんせつてい 受益者負担金・分担金、地上権設定・ みどうきしより 未登記処理
	すいどうこうむか 水道工務課 ☎072-754-6133	きゆうすいさう ちこうじ はいすいせつびこうじ けいやく 給水装置工事・排水設備工事の受 つけ けんさすいどうしせつこうじ せつけい せ 付・検査水道施設工事の設計・施 こう かんたく 工・監督
	じゆうすいか 浄水課 ☎072-751-8158	げんすい かくほ じゆうすい そうすい ほん ぶじゆう 原水の確保、浄水、送水、ポンプ場・ はいすい けいじかんり 配水池などの維持管理
	すいしつかんりか 水質管理課 ☎072-751-8158	しゆうすいどう せいしつ けいかくりつあん せつけい せ 上水道における水質の監視・検査、下 すいしじょう けいじかんり せつけい せ 水処理場の流入水・放流水などの すいしつかんり 水質管理
	げすいどうこうむか 下水道工務課 ☎072-754-6282	げすいじょうしせつ けいかくりつあん せつけい せ 下水道施設の計画立案・設計・施 こう じかんり 工・維持管理
	げすいじょう 下水処理場 ☎072-751-8577	げすいじょうしせつ けいかくりつあん げすいじょう 下水処理場の運転計画・立案・下水処 りしせつ せつけい せこう けいじかんり 理施設の設計・施工・維持管理
	そうむか 総務課 ☎072-751-2881	じんし きゆうと ふうりこうせい ほんかんり げいやく 人事、給与、福利厚生、予算管理、病 いんきやうむ きかくちようせい 院業務の企画調整
	かんりか 管理課 ☎072-751-2881	にゆうさつ けいやく ぼうどう としよ しせつせつび 入札・契約、用度、図書、施設設備の いじかんり 維持管理

病院事務局	医療管理課 ☎072-751-2881	外来・入院治療費計算、診療報酬請求事務、情報公開、医療相談
	経営企画室 ☎072-751-2881	病院事業経営に関する企画立案、決算、情報システムの管理
教育委員会管理部門	教育総務課 ☎072-754-6290	委員会会議、人事、予算・決算、学校教育施設の宮繕管理・建築設計・管理
	学務課 ☎072-754-6291	就園・就学、教育扶助、通学区、奨学金、幼稚園保育料、学校保健、災害共済給付
	保健課 ☎072-754-6902	
	学校給食センター ☎072-751-8311	学校給食調理・配送、栄養管理、学校給食会計
教育委員会教育部門	教育政策課 ☎072-754-6294	教育振興計画、小中一貫教育、教育コミュニティづくり、外部人材活用、学校評価
	教職員課 ☎072-754-6292	教職員人事、給与、労働安全衛生、教職員福利厚生
	学校教育推進課 ☎072-754-6293	教育課程、教科書、進路指導、各種行事の指導助言、人権教育
	青少年健全育成 ☎072-751-4971	青少年健全育成、児童生徒の指導支援、学校園の安全対策、教育相談、不登校対応、情報教育、教職員研修、支援教育、就学相談、就園相談

生涯学習推進課 ☎072-754-6295	社会教育・文化財 ☎072-754-6480	生涯学習推進課 ☎072-754-6674	社会教育企画、文化財保護、スポーツ・レクリエーション活動の企画・振興、市史編纂
中央公民館 ☎072-754-6299	図書館 ☎072-751-2508	中央公民館 ☎072-754-6299	文化教養講座、美術展、各種展示活動、貸館
石橋プラザ ☎072-760-2383	図書館 ☎072-751-2508	石橋プラザ ☎072-760-2383	図書閲覧・借出、読書相談、移動図書館
歴史民俗資料館 ☎072-751-3019	図書館 ☎072-751-2508	歴史民俗資料館 ☎072-751-3019	図書閲覧・借出、読書相談
選挙管理委員会事務局 ☎072-754-6150	選挙管理委員会事務局 ☎072-754-6150	選挙管理委員会事務局 ☎072-754-6150	各種選挙の執行、選挙人名簿の作成、選挙啓発
監査事務局 ☎072-754-6151	監査事務局 ☎072-754-6151	監査事務局 ☎072-754-6151	事務事業の執行管理状況の監査、決算の審査、住民監査請求などの諸監査
農業委員会事務局 ☎072-754-6152	農業委員会事務局 ☎072-754-6152	農業委員会事務局 ☎072-754-6152	農地法各申請の審査受理、農地紛争の処理、農家・農業に関する啓発活動
固定資産評価審査委員会 ☎072-752-1111	固定資産評価審査委員会 ☎072-752-1111	固定資産評価審査委員会 ☎072-752-1111	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定
議会事務局 ☎072-754-6170	議会事務局 ☎072-754-6170	議会事務局 ☎072-754-6170	本会議、委員会、その他諸会議の運営、請願・陳情などの取扱い、会議録の作成、市議会だよりの発行

子育て支援のまち 池田

池田市では、子育ての色々な取り組みをしています。積極的に使って子育てや交流を楽しんでください。

妊娠期から子育て期をサポート

母子保健(健康増進課)	両親教室	こんには赤ちゃん訪問	離乳食講習会	にじいろ
<p>妊娠期から子育て期の間、妊産婦(妊娠中や、出産前後の人)・赤ちゃんの健康や子育てについての相談に、保健師や助産師、栄養士、歯科衛生士などが答えます。また教室なども開催しています。(詳しい内容はP51を見てください) 健康増進課 ☎072-754-6034 (保健福祉総合センター内)</p>	<p>これからお母さん、お父さんになる人のために、マタニティクラスと父親準備教室(日曜日)を開催しています。父親準備教室は予約がいります。</p>	<p>生後4カ月までの赤ちゃんがいる家に助産師や保健師が行って、赤ちゃんの体重や健康状態の確認、育児の相談に答えています。出生連絡票(はがき)を出してください。出生連絡票は母子健康手帳別冊についています。</p>	<p>『ごつくん期』は、生後5カ月から8カ月頃の離乳食(赤ちゃんが食べる食事)についての講習会です。実際に離乳食を食べてもらいます。『かみかみ期』は、生後9カ月より後の食事について調理実習(実際に料理を作る)をする講習会です。『かみかみ期』だけ、予約と食材費がいります。</p>	<p>子育ての情報を伝えたり、相談に答えたりする所で、地域での子育て支援をしたことがある保育士が対応します。電話・窓口に直接行く・家に来てもらうなど、自分の好きな方法で利用してください(詳しくはP74を見てください)</p>

こ おや こうりゆう ぼしよ
子どもたちや親が交流する場所

ちいきこそだ しえんきよてん 地域子育て支援拠点 (つどいの広場)	べびーぐるぐらむ ベビープログラム あか 「赤ちゃんがきた！」	いちごパーティー	いけだ しょくどう 池田子ども食堂 (子どもが集まってご飯を食べるところ)	
<p>ちい さい さい 小さな子ども(0歳から3歳)と おや しつない あんしん じゆう 親が、室内で安心して自由に す ばしよ しな い かしよ 過ごせる場所が、市内4カ所に ありま。おもちゃや絵本がた くさんあります。子育ての相談 にも答えます。</p> <p>こそだ しえんか 子育て支援課 ☎072-754-6252</p>	<p>はじ しゅつさん かあ 初めて出産したお母 さんと2カ月から5カ げつ あか たいしやう 月の赤ちゃんを対象 に、親子の絆や育児 を勉強する会(計4 かい おこな 回)を行っています。 こそだ しえんか 子育て支援課 ☎072-754-6401</p>	<p>まん さい たんじやうつき たいしやう 満1歳のお誕生日月に対象 の子ども全員を「いちごパ ーティー」に招待していま す。絵本の読み聞かせや手 あそ かい とうし じやう 遊び、お母さん同士の情 ほうこうかん 報交換をしています。</p> <p>こそだ しえんか 子育て支援課 ☎072-754-6252</p>	<p>いけだ こ しょくどう ★池田子ども食堂いろは はちづか 鉢塚3-15-5A ☎090-3657-6649</p> <p>いけだ しょくどう ★池田子ども食堂さくら とよしまきた ち か いっかい 豊島北1-8-9 地下1階 ☎072-747-8355</p> <p>★こども食堂 てらこや 「寺子屋・mae」 うほちやう 宇保町10-19 ☎090-2044-5660</p>	<p>★ほほえみ子ども食堂 たていしやう 建石町8-10 ほほえみの園内 ☎072-751-9494</p> <p>★食べて屋すいげつ はちづか 鉢塚3-6-1 すいげつじどうぶんかセンター 水月児童文化センター ☎072-761-9233</p> <p>★しぶたにがくえん食堂 さつきがおか ちやうめ 五月丘4丁目1-1 (渋谷中学校) ☎072-751-1447</p>

ほいく さぼーと
あんしん！やさしい！保育のサポート

きやうじつ ほいく 休日保育	そうげい ほいくすてーしよん 送迎保育ステーション	びやうじ びやうごし ほいくしつ 病児・病後児保育室	
<p>にちやう しゆくさいじつ おや しごと い か 日曜・祝祭日に親が仕事に行くなど、家 こ せわ むずか で子どもを世話することが難しいと いけだ しな い ほいくしよ き、池田市内の保育所などに行ってい こ たいしやう きやうじつ ほいく おこな る子どもを対象に休日保育を行って います。</p> <p>ようじ ほいくか 幼児保育課 ☎072-754-6208</p> <p>ほしよ 場所 いけだ えきまえ ほいくすてーしよん「かる がも ガモ」</p> <p>じかん 時間 ごぜん 7時30分から ごご 6時30 分</p> <p>たいしやう 対象 いけだ しな い ほいくしよ えん い 池田市内の保育所・園に行ってい る生後2カ月から小学校に入学する まえ こ 前の子ども</p> <p>りやうきん 料金 いっかい えん 1回 3,000円</p>	<p>いけだ し そうげい ほいくすてーしよ 池田市には送迎保育ステーション ん たいしやう ほいくしよ があり、対象の保育所などに い こ ばす おくむか 行く子どものバスで送り迎えをし ています。送迎保育ステーション つか いえ はな ほいくしよ を使って家から離れた保育所に かよ で き ゆうりやう 通うことも出来ます。(有料で す)</p> <p>ようじ ほいくか 幼児保育課 ☎072-754-6208</p>	<p>せいご にち しょうがっこう ねんせい 生後57日から小学校6年生で、 びやうき なお しょうじやう きやう 病気が治っていないで、症状の急 に変わることがない子ども、または びやうき なお とちやう こ 病気が治っている途中の子どもを すこ あいだあず 少しの間預かります。</p> <p>ま みず ひと びやう 麻しんや水ぼうそう(人とうつる病 き)になっている子どもは預かるこ とができません。</p> <p>びやうじ びやうごし ほいくしつ 病児・病後児保育室 ☎072-754-6626</p> <p>ようじ ほいくか 幼児保育課 ☎072-754-6208</p>	<p>りやう ほうほう 利用するときの方法</p> <p>1 じぜん しな い ほいくしよ 事前に市内保育所など、 ようじ ほいくか とうろう 幼児保育課で登録をする。</p> <p>2 びやうじ びやうごし ほいくしつ り 病児・病後児保育室に、利 ようで き かくにかん 用が出来るかどうかを確認 して、前の日の午後5時45 ぶん 分まで、またはとうじつ ごぜん 当日午前10 じ までに予約する。</p> <p>3 びやういん しんりやうじやう 病院に行き、診療情 ほうていきやうしよ 報提供書もらう</p>

つか こそだ おうえん べんり
使える！子育てを応援する便利なもの

せいちょう きろくをIkeda_s(イケダs)でませんか！ 成長の記録をIkeda_s(イケダs)でませんか！	す・kidsイケダ [携帯サイト]	kodomotoイケダ [子育て応援WEBサイト]
<p>イケダsは、母子健康手帳の続きとして使える、成長・発達の記録ファイルです。A4の大きさで、自分で作ったシートや病院でもらった書類なども一緒に入れておくことができます。</p> <p>乳幼児健診や園・学校、病院などが記入できる「フェイスシート」と、運動、コミュニケーション、生活について書くことができる「現在の様子」の2種類が入っています。またパソコンやスマートフォンで使える「e-Ikeda s(イーイケダs)」もあります。</p> <p>はつたつしえんか 発達支援課 ☎072-754-6102</p> 	<p>子どもが好き！イケダが好き！そんな思いをこめて名前をつけました。</p> <p>地域の遊べる場所など、子育てに役立つ情報を紹介しています。</p> <p>子育て支援課 ☎072-754-6252</p> 	<p>http://ikeda.kodomoto.org/ 池田市の子育て支援情報や施設、子どもと一緒に楽しめる場所の紹介や、お父さんお母さん同士の交流ページなど、子育てについての新しい情報をたくさん知ることができます。また、それぞれのSNSでも情報を届けています。ぜひ利用してください。</p> <p>子ども・若者政策課 ☎072-754-7004</p> <p>Facebook https://www.facebook.com/kodomoto.ikeda/</p> <p>twitter @kodomoto_ikeda</p> <p>LINE kodomotoイケダ</p> 

池田の施設 池田市の「自然・歴史・文化」を感じることができる施設を紹介します。

わたしたちのまち 池田市を知ろう。

五月山動物園

●場所：綾羽2-5-33 ●電話：072-753-2813

五月山緑地管理センター(動物園)

世界一♡のある動物園

五月山動物園は、広さ4,500㎡。

オーストラリアからやってきた珍しいウオンバットや

カンガルー(ワラビー)がいて、動物とふれあえる場所も

あるなど見どころいっぱいです。きっと、のんびり・

ゆっくりと一日を楽しむことができます。

五月山児童文化センター

●場所：綾羽2-5-9 ●電話：072-752-6301

プラネタリウムがある場所。

科学実験教室や自然観察会、手作り工作や料理、人形劇やコンサート、学校に行く前の子どもと親が対象の行事など、「子どもたちの生きる力を育てる」ことを大切に考え、

体験を中心とした取り組みを行っています。

大阪国際空港

●電話：06-6856-6781

国内線の空港

大阪国際空港の展望デッキは、全長400mの広いウッドデッキで、飛行機を見ることができたり、四季(春夏秋冬)の花も楽しめる場所です。

歴史民俗資料館

●場所：五月丘1-10-12 ●電話：072-751-3019

池田の歴史資料を集めて、保管、調査、展示して

います。常設展(いつも見ることができる展示)、企画展、特別展や

講演会などを行っています。

ひゅーもびりていわーるど ヒューモビリティワールド

●場所: ダイハツ町1-1 ●電話: 072-754-3048

毎週土曜日は一般の人も見学ができます。

ダイハツ工業(株)創立100周年を記念して作られた

歴史史料館。ダイハツの始まりから、そのときの懐

かしいクルマを、その時代にあったことも一緒に紹介

しています。また、クルマのデザインや自動車の設計など、

ゲームで楽しく知ることができる体験コーナーもあります。

としりょつかしよくぶつえん 都市緑化植物園

●場所: 五月丘5-2-5 ●電話: 072-752-7082

温室(寒さに弱い植物のための部屋)や、色々な花が楽しめます。

また、1年の間に色々な展示会や講習会などを行っています。

いけだしろあとこうえん 池田城跡公園

●場所: 城山町3-46 ●電話: 072-753-2767

ゆっくり過ごせる場所

室町時代、池田市あたりを支配していた池田氏の城があった場所

が、2000年4月に公園になりました。やぐら風展望休憩舎からは、

池田市全体が見えたり、阪神高速道路の新猪名川大橋

(ビッグハープ)や園内を見ることができます。

すいげつこうえん 水月公園

●場所: 鉢塚3-6-1 ●電話: 072-751-3070(都市公園管理センター)

街の中にありますが、緑を感じることができる公園です。

友好都市の中国・蘇州市から贈られた斉芳亭や石坊があり、

ウメやハナショウブなど季節を代表する花を見ることができます。

らくご 落語みゆ〜じあむ

●場所: 栄本町7-3 ●電話: 072-753-4440

“落語のまち池田”に上方落語の資料をいつも展示している施設が

2007年4月に開館。館内では落語の紹介ビデオを見ることができ

たり、好きな落語家のDVDやCDを見たり聞いたりできる場所や展

示があります。

いけだごふくざ 池田呉服座

●場所: 栄本町6-15 ●電話: 072-752-0529

明治時代に建てられ、大衆演劇場としてたくさんの人に知られてい

た芝居小屋。芝居と豪華な踊りが楽しめる大衆演劇を開催していま

す。

きゆうあんじ 久安寺

●場所: 伏見町697 ●電話: 072-752-1857

奈良時代の楼門(二階建ての門)は国の重要文化財に

選ばれています。関西花の寺12番霊場。

1年中色々な花が咲くので、別名「花のお寺」とも呼ばれています。

いけだしりつとしよかん 池田市立図書館

●場所: 呉服町1-1 ●電話: 072-751-2508

2019年、阪急・池田駅前のショッピングモール

「サンシティ池田」の3階に新しい図書館ができました。

池田駅からすぐの場所にあり、広いです。さまざまな本が約11万冊。

月1回の整理日と年末年始は休みですが、

それ以外は毎日開館しています。

楽しい場所の情報を知りたい人はこちらへ！

池田の観光の情報を紹介しています。

いけだしかんこうあんないじよ 池田市観光案内所

●場所: 満寿美町2-7 ●電話: 072-737-7290

●時間: 10:00から18:00

●休みの日: 火曜日(祝日の場合は次の平日が定休日)

おおさかいけだげすといんぷおめーしょん 大阪池田ゲストインフォメーション

●場所: 池田市栄町1-1 ●電話: 072-754-6241

●時間: 9:30から17:00

●休みの日: 火曜日、年末年始

イベントカレンダー

池田市には一年の間にたくさんのイベントがあります。

それぞれの季節のイベントをみんなで楽しみましょう！

がつじょうじゆん
4月上旬

さくらまつり

●場所：五月山緑地、池田城跡公園

五月山緑地では、きれいな桜が咲いているなかでイベントが行われます。城跡公園で野だて(外で茶や抹茶を楽しむ茶会のこと)や日本の音楽の演奏を楽しめます。

がつちゅうじゆん
5月中旬

いけだ薪能

●場所：池田城跡公園

夕方以外でするイベントです。きれいな夕日と日本の伝統芸能「能」と「狂言」を一緒に楽しむことができます。

がつちゅうじゆん
8月中旬

いながわはなびたいかい 猪名川花火大会

●場所：猪名川運動公園

池田市で夏といえば「猪名川花火大会」といわれるくらい毎年行っている人気があるイベントです。川の近くで見る花火は、とてもきれいです。

がつ にち
8月24日

がんだら火 大文字点灯・大文字献灯

●場所：桜通りから市役所前周辺、五月山

370年以上の歴史がある、伝統の火祭り。

重さ100kg長さ4mの大松明(大きな、明かりとして使うために燃やした木)を持った人たちが池田市内を歩きます。

がつじょうじゆん
10月上旬

しゃかいじんらくご にほんいちていせん 社会人落語 日本一決定戦

●場所：落語みゆーじあむ、文化会館 など

がつだい にちようび
11月第3日曜日

もみじまつり

●場所：久安寺

がつげじゆん
2月下旬

すいげつこうえん うめ 水月公園の梅ほころび

●場所：水月公園

紅白、枝垂れなど約250本の梅が、きれいな花を咲かせます。

イベントとかれんだー
イベントカレンダー

3月	ちゅうじゆん 中旬	いけだ いながわ たら そんたいかい 池田・猪名川マラソン大会 いながわ たら とうこうえん 猪名川運動公園
4月	じょうじゆん 上旬	さくらまつり さつきやま りよくち いけだ しるあとこうえん 五月山緑地、池田城跡公園
	じょうじゆん から 上旬から 5月下旬	ばさら うたげ バサラの宴 いけだ しるあとこうえん 池田城跡公園
	げじゆん 下旬	いはだ ばるんじ いけだ 春団治まつり あきしまの こうえん 豊島野公園ほか
	げじゆん 下旬	さつきやまはる かえすていばる 五月山春のフェスティバル さつきやま りよくち 五月山緑地
5月	ちゅうじゆん 中旬	たきぎのう いけだ 薪能 いけだ しるあとこうえん 池田城跡公園
	げじゆん から 下旬から かつじょうじゆん 6月上旬	さつき せん 市役所など
6月	じょうじゆん 上旬	はなしょうぶ 花菖蒲まつり すいげつこうえん 水月公園
7月	ちゅうじゆん から 中旬から がつけじゆん 8月下旬	ほんおど 盆踊り しんないぜんいき 市内全域
	げじゆん 下旬	いしばし 石橋まつり いしばし えきまえこうえん 石橋駅前公園 ※8月上旬のときもあります。
8月	じょうじゆん 上旬	じゃすびくにつく いながわ ジャズピクニック in 猪名川 いながわ たら とうこうえん 猪名川運動公園
	ちゅうじゆん 中旬	いながわはなびたいかい 猪名川花火大会 いながわ たら とうこうえん 猪名川運動公園
	げじゆん 下旬	いはだ・いらっしやいフェ すていばる ステイバル いけだ しょうがっこう 池田小学校
	にち 24日	がながら火 だいいちもんじ てんとう だいちもんじ けんとう 大一文字点灯・大文字献灯 さくらどお しやくしよまえしやうへん さつきやま 桜通り～市役所前周辺、五月山

9月	じょうじゆん 上旬	いけだ しみんけんこうふおーらむ 池田市民健康フォーラム ほけんふくし そうこうせん たー 保健福祉総合センター
	ちゅうじゆん 中旬	けいろう つど 敬老の集い しみんぶんか かいけん 市民文化会館
10月	じょうじゆん 上旬	しゃかいじんらくご にほんいちけつていせん 社会人落語日本一決定戦 らくご 落語みゆーじあむ、文化会館 など
	じょうじゆん から 上旬から中旬	しみんれくりえーしょんたいかい 市民レクリエーション大会 かくしりつしょうがっこう 各市立小学校など
	げじゆん 下旬	しょうぎようさい 商業祭 いけだ えきまえこうえん 池田駅前公園
11月	じょうじゆん 上旬	いけだ ぶんか IKEDA 文化 DAY しんないかくしよ 市内各所
	ちゅうじゆん 中旬	のうぎようさい 農業祭 いけだ えきまえこうえん 池田駅前公園
	だい にちようび 第3日曜日	もみじまつり きやうあんじ 久安寺
12月	じょうじゆん 上旬	しやう しゃしゆうかん じんけんしゆう 「障がい者週間」「人権週 かん きねん 間」記念
	いけだ しみん 池田市民のつどい しみんぶんか かいけん 市民文化会館	
	にち 31日	としこしぎようじ 年越行事 それぞれの神社仏閣
1月	じょうじゆん 上旬	しょうぼうでぞめしき 消防出初式 いながわ たら とうこうえん 猪名川運動公園
	このか から にち 9日から11日	とをかえびす 十日恵比須 くれは じんじや 呉服神社
	じょうじゆん 上旬	せいじん つど 成人の集い しみんぶんか かいけん 市民文化会館
	18・19日	やくじんたいさい 厄神大祭 しゃかいん 釋迦院
2月	ちゅうじゆん 中旬	すいげつこうえん うめ 水月公園の梅ほころぶ すいげつこうえん 水月公園

いざというときに

きゅうきゅう い りょう

【救急医療】

きゅうきゅうびょういん しんりょうじょ
救急病院・診療所

●市立池田病院 内科・外科

【住所】城南3丁目1-18

電話 072-751-2881 近くの駅 阪急「池田」駅

●巽病院 循環器内科・消化器内科・外科・整形外科

【住所】天神1丁目5-22

電話 072-763-5100 近くの駅 阪急「石橋阪大前」駅

●豊能広域こども急病センター 小児科(中学生以下)

【住所】箕面市萱野5丁目1-14

電話 072-729-1981

【診療日と受付時間】

月曜日から金曜日 / 午後6時30分から次の日の午前6時30分

土曜日 / 午後2時30分から次の日の午前6時30分

日曜日・祝日・年末年始 / 午前8時30分から次の日の午前6時30分

救急医療の問い合わせは

消防本部 072-751-0119 まで。

また、大阪府医療機関情報システム

ホームページをご覧ください。



休日急病診療所 内科、小児科、歯科

【住所】城南3丁目1-18

市立池田病院東館

電話 072-752-1551

【診療日と受付時間】

日曜日、祝日、年末年始

午前9時から12時(受付は11時30分まで)、

午後1時から4時(受付は3時30分まで)

救急医療相談窓口

『救急安心センターおおさか』を利用してください！

#7119 または 06-6582-7119

「病院に行った方がいい？」

「応急手当の方法は？」

「近くの救急病院はどこ？」

「救急車を呼んだ方がいい？」

●病気やけがで、どうしたら良いかわからないとき相談してください。

ださい。

●医師、看護師、相談員がいつでも対応します

【注意】相談の結果、緊急な状況のときは、すぐに救急車

が行きます。

健康相談、介護相談、現在かかっている病気の治療について

や、薬などの相談はできません。

緊急のときは、すぐに**119番に電話して**

ください！

しょうぼう
【消防】

いえ ぼうか まも ぼいんと
家の防火・いのちを守る7つのポイント
—3つの習慣・4つの対策—

かじ きゅうきゅう
火事ですか、救急ですか
じょうきょう びょうじょう
状況・病状はどうですか
じゅうしょ
住所はどこですか
ちか なに み
近くに何が見えますか
あなたの じゅうしょ なまえ でんわばんごう
住所、名前、電話番号はなんですか

ばん おつ でんわ
119番に落ち着いて電話してください。

しょうぼうほんぶ 072-751-0119
消防本部

【3つの習慣】

- ね ぜつたい
①寝たばこは、絶対やめる。
- すとーぶ はな ばしよ つか
②ストーブは、燃えやすいものから離れた場所です。
- がす ちか はな かなら ひ け
③ガスこんろなどの近くを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- に おく じゅうたくようかさいけいほうき せつち
①逃げ遅れないように、住宅用火災警報器を設置する。
- ふとん かく かーてん も つか
②布団、服、カーテンは、燃えにくいものを使う。
- ひ ちい け じゅうたくようしやうかき ひ け どうぐ
③火が小さいうちに消すために、住宅用消火器(火を消す道具)などを置く。
- としよ からだ ふじゆう ひと まも となり ちか す
④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣や近くに住む人と協力できるようにしておく。

ぼうはん
【防犯】

けいさつ でんわ ばん
警察に電話(110番)するときは早く、正しく伝えましょう。

- どんな事件・事故か → どろぼう、強盗、交通事故など
- どこで → 住所、近くに見える建物、交差点、そこからの距離
- いつごろ → たった今とか、5分前とか、大体の時間を
- 犯人の特徴は → 性別、どんな顔、どんな服を着ていたかなど、逃げた方向はどっちか
- 今どうなっているか → 事件・事故のようすは
- わたしは → あなたの住所・名前・電話番号は

あんぜん ばとろーる あんぜん かくにん
安全パトロール(安全かどうか確認すること)

いけだし あんぜんばとろーるしゃ げつようび きんようび いけだし
池田市では安全パトロール車が月曜日から金曜日に池田市内の
すべてのがっこうえん こうえん ばとろーる
全ての学校園と公園をパトロールしています。
また地域で安全パトロールをしているところもあります。
ききかんりか 072-754-6263
危機管理課

いけだ けいさつしよ 072-753-1234
池田警察署

く ぼうはん ぼうさい
暮らしの防犯・防災

- どろぼうが家に入らないにする方法
- ①玄関などの出入り口には、昼間でも鍵をかけましょう
- ②近いところに行くときでも、鍵をかけてください。隣や近くに住んでいる人に声をかけましょう。
- ③出入り口にはドアチェーン(ドアが大きく開かないようにするための道具)をつけましょう。

しょうかき ひ けすどうぐ つか かのた
●消火器(火を消す道具)の使い方

- かじ しゅるい あらわ しるし
火事の種類を表す3つの印
かさい おお しゅるい わ しょうかき かさい つか
火災を大きく3つの種類に分けて、消火器にはどんな火災で使う
と良いのかを3つの印で表しています。
- しろ しるし ふつうかさい
① 白の印 = 普通火災
もくざい かみ むの かさい
木材や紙、布などの火災
 - き しるし あぶらかさい
② 黄の印 = 油火災
とうゆ がそりん ゆし などの かさい
灯油、ガソリン、油脂などの火災
 - あお しるし でんきかさい
③ 青の印 = 電気火災
でんきせつび きかい とらんす もーたー などの かさい
電気設備、機械(トランス、モーター)などの火災

ち い き
【地域で】

ちから あ
みんなで力を合わせましょう

じ しゅ ぼ う さい そ し き か つ どう
●自主防災組織の活動

「自分たちのまちは自分たちで守る」という考えで作られた組織

が、自主防災組織です。地域(それぞれの自治会、町内会、小学校区などの範囲)内で作ります。

池田市では43の自主防災組織があり、地域に住む人たちで防災訓練などを行っています。

災害で被害が出ないように、また、広がらないように、いつもする

活動と、災害が起きた後に地域内で被害が出ないように、また広

がらないようにする活動があります。

さいが い お ひ なん たす ひつよう ひと
●災害が起きて避難するときに助けが必要な人への
と く
取り組み

池田市では石橋小学校区、池田小学校区の一部で、災害が起

きて避難するときに助けが必要な人に対して、普段から見守る活動をしています。

地域に住む人達と一緒に、もしものときのために準備して

おきましょう。

ぎょうせい
【行政から】

じょうほう ちゅうい
情報に注意しましょう

ぼうさいぎょうせい むせん
【防災行政無線】

いけだし さいがい じょうほう
池田市では、災害の情報
はや しみん つた
を早く市民に伝えるため、
がっこうなどにスピーカ―やモ
ーた―サイレンを設置して

います。放送内容が聞き取
れなかったときは、池田市
のホームページを見るか、
かき でんわばんごう
下記の電話番号にかける
スピーカ― ほうそう ない
とスピーカ―で放送した内
容を聞くことができます。

072-752-2198

(※普段は使えません)

ひなんかんこく に ほ だし はつれい はつびょう
【避難勧告(逃げて欲しいときに出す知らせ)などの発令(発表すること)】

けいかいれ べる つ はつれい
警戒レベルを付けて発令します

ねん がつ ひなんかんこく ひなんじょうほう だ ひなん あんぜん ばしょ に
2019年3月に避難勧告などの避難情報を出すときは、いつ避難(安全な場所へ逃げること)するかを分
かりやすくするため【警戒レベル】を付けて発令することになりました。

けいかいれ べる だんかい わ
警戒レベルは5段階に分かれています。

<p>けいかいれ べる 警戒レベル5</p>	<p>さいがい お いのち まも うご すでに災害が起きています。命を守るために動いてください。</p>
<p>けいかいれ べる 警戒レベル4</p>	<p>いけだし ひなんかんこく ひなんし じ きんきゅう はつれい はつびょう 池田市が「避難勧告」または「避難指示(緊急)」を発令。発表された ちいき す ひと ぜんいん きけん ばしょ に ひなんばしょ 地域に住む人は全員すぐに危険な場所から逃げましょう。避難場所ま でいくことが危ないときは、近くの安全な場所や、建物の中の安全な ばしょ に 場所に逃げましょう。</p>
<p>けいかいれ べる 警戒レベル3</p>	<p>いけだし ひなんじゅんび こうれいしゃとう ひなんかいし に 池田市が「避難準備・高齢者等避難開始(おじいさん・おばあさんが逃 げ始めること)」を発令。避難に時間がかかる高齢者や、避難を助ける ひと あぶ ばしょ あんぜん ばしょ に いがい ひと 人は危ない場所から安全な場所へ逃げましょう。それ以外の人も、い つでも避難できるよう準備しましょう。</p>
<p>けいかいれ べる 警戒レベル2</p>	<p>きしょうちゅう おおあめちゅうい ほう こうずいちゅうい ほう はつびょう はざーどまっぷ さいがい 気象庁が大雨注意報、洪水注意報を発表。ハザードマップ(災害の ひがい よそう ちず さいがい お ばしょ ひなんばしょ 被害を予想した地図)で災害が起きるかもしれない場所や避難場所、 ひなん みち ひなん いちどかくにん 避難する道、いつ避難するかをもう一度確認しましょう。</p>
<p>けいかいれ べる 警戒レベル1</p>	<p>きしょうちゅう そうきちゅうい じょうほう けいほう で はつびょう 気象庁が早期注意情報(警報が出るかもしれません)を発表。 あたら じょうほう かくにん さいがい お こころ じゅん 新しい情報を確認して、災害が起こるかもしれないという心の準 び 備をしましょう。</p>

さいしん じょうほう ないかくふほうさいじょうほうほーむぺーじ み
※最新の情報は内閣府防災情報ホームページを見てください。

【家庭で】

もしものときのために準備しましょう

【非常持ち出し品(安全なところに逃げるときに持っていくもの)の例】

重さは男性15kg、女性10kgくらいです。

- 食べ物・飲み物 3日分 (1人1日3リットル)
- 貴重品(通帳、はんこ、お金、健康保険証など)
- いつも飲んでる薬
- ヘルメット
- ラジオ
- 懐中電灯(持ち運びできる電気のあかり)
- 電池
- 口ウソク
- 着替え
- 防災ずきん
- かさ、かっぱ
- 介護用の道具

※感染症の病気になるようにマスクや体温計なども準備しましょう。

【避難場所と、どうやって行くかの確認】

同じ災害でも住んでいる場所や建物によって、どのくらい被害を受けるかが違います。池田市の「ハザードマップ」は、小学校区ができるだけ同じページになるように、災害の種類によってページを変えて、どの災害に注意して欲しいかが分かりやすいように作っています。

家族や近くに住む人とどうやって避難するかや、避難する場所、そこまでの行き方を確認しておいてください。

【非常備蓄品(もしものときのために準備しておくもの)の例】

家族が3日間は過ごせるように準備しましょう。食べ物や加工食品を普段から少し多めに買って、使った分だけ新しく買うようにすると、いつも同じ量の食べ物を家に置いておくことができます。

- 飲む水
- パックご飯
- レトルト食品
- 缶詰
- インスタントラーメン

【連絡方法や集まる場所の確認】

家族や仲間が別々の場所にいるときに災害が起きたときでも、お互い確認できるように、普段から連絡方法や集まる場所などを話し合っておきましょう。災害が起きたとき、電話や携帯電話がつかないとき、使えるサービスがあります。

【NTT 災害用伝言ダイヤル】

「171」に電話をかけると伝言が録音できます。それを自分の電話番号を知っている家族などが伝言を聞くことができます。※電話や公衆電話(町の中に置いてある電話)、携帯電話などから利用できます。

【災害用伝言板 web171】

スマートフォンや携帯電話からインターネットサービスを使って情報を登録できます。それを自分の電話番号を知っている家族などが情報を見ることができます。

さいがい お 災害が起きたときのための **マイタイムライン**

【マイタイムラインとは？】

台風や大雨などのときに、自分や家族がどう動くか、

「いつ」「誰が」「何をするか」を前もって考えた防災計画のことです。どうしたら良いのかが

すぐに分かるので、自分たちで早めの行動をとることができます。

また、前もってどう動くか、いつ動くかや連絡をどうとるかなどを、決めておくことができます。

*マイタイムラインは危機管理課(日本語)、国際交流センター(英語)で配っています。

さいがい お はんざい じぶん まも でき 災害が起きたとき、犯罪から自分を守るために出来ること

【ヤフー株式会社との災害協定】

災害が起きたとき池田市のホームページから、早く情報を伝えることができるようにするため、ヤフー株式会社と協力しています。「Yahoo!防災速報」アプリで、災害が起きたときに開く避難所などの防災情報を見ることができます。



【防災行政無線で犯罪発生情報を知らせます】

地域住民の安心・安全のために、防災行政無線を使って、犯罪の情報などをお知らせします。

(1)地域に住む人の命・体・財産に被害がある、重要で緊急な事が起きたとき

ア 通り魔のような殺傷事件

イ 殺人、強盗が続けて起こるかもしれないとき

ウ 凶器を持っている不審者が見つかったときなど

(2)その他、池田市や池田警察署が、地域に住む人の安心と安全を守るために必要なことが起きたとき

安まちメールを使いましょう

受信時間、情報の種類、受信場所を設定して、犯罪などの注意情報を警察署からお知らせします。

登録方法は3種類

① QRコードを読み取る。「空」メール(本文に何も書かない)を送る

② 送信後、受付メールから登録する

③ 直接メールで登録する

touroku@info.police.pref.osaka.jp

③ インターネットで登録する

「大阪府警察 安まちメール」で検索



さいがい お じょうほう し ほうほう
災害が起きたときの情報を知る方法

<p>きんきゅうそくほう えりあ めーる ●緊急速報(エリア)メール ひなんかんこく きんきゅう じょうほう しな い けいたいでんわ どこも、 避難勧告などの緊急の情報を、市内にある携帯電話(ドコモ、 ソフトバンク、au、楽天の対応機種)に警告音をならします。 (マナーモードでも音がなります)</p>	<p>ていでん でんき つか じょうほう ●停電(電気が使えないこと)情報 かんさい ていでんじょうほう あぶり かくにん 関西の停電情報をアプリで確認できます。</p>  
<p>ほうさいねっと ●おおさか防災ネット きしょう じしん さいがい お ひがい ひなんじょうほう し 気象・地震や災害が起きたときの被害や避難情報を知らせま す。メールを受け取れるサービスもあります。</p> 	<p>いけだ しこうしき ●池田市公式SNS さいがいじょうほう ひなんじょうほう し 災害情報や避難情報などをお知らせします。 こうしきフェイスブック こうしき 公式LINE</p>  

いけ みず ため いけ はざーどまっぷ ひがいで
**ため池(水を貯めている池)ハザードマップ(被害が出るかもし
 れない場所の地図)**

いけ こわ まち みず なが ひがいで
 ため池が壊れてしまい、町に水が流れてくる被害が出るかもしれないので、「ため池ハザードマップ」を作っています。
 まっぷは、のうせい課 くぼ
 マップは、農政課で配っています。また、いけだしホームページから確認できます。
 のうせい課
農政課 072-754-6152

さいがい お ひなん に ぼしよ
災害が起きたときに避難する(逃げる)場所
 さいがい しゅるい じょうきよう つか ひなん ぼしよ か
災害の種類や状況によって使える避難場所は変わります。
 さいがい じょうきよう いけだし ひら ひなん ぼしよ し
災害の状況によって、池田市が開く避難場所をお知らせします。



していひなんじよ 指定避難所	さいがい きげんせい ひなん ひと さいがい お か のうせい す 災害の危険性があり、避難した人に災害が起きる可能性がなくなるまで過ごしてもらう、または災害が起きたた め家に帰れなくなった人に過ごしてもらうための施設です。 ● さいがい しゅるい じょうきよう つか ひなん ぼしよ か 災害の種類や状況によって使える避難場所は変わります。 ● さいがい じょうきよう いけだし ひら ひなん ぼしよ し 災害の状況によって、池田市が開く避難場所をお知らせします。
していきんきゆう ひなん ぼしよ 指定緊急避難場所	さいがい お 災害が起きた、または起こるかもしれないときに、逃げるための場所です。

していきんきゆう ひなん ぼしよ いちふ していひなんじよ
指定緊急避難場所 (一部指定避難所にもなっています)

施設名	住所	対象とする異常な現象の種類			指定避難所との重複
		洪水	土砂災害	地震	
池田市立池田小学校	大和町1-4	○	○	○	○
旧池田市立細河小学校	中川原町498	○	△	○	○
池田市立秦野小学校	畑1-1-1	○	○	○	○
池田市立北豊島小学校	豊島北2-12-1	△	○	○	○
池田市立呉服小学校	姫室町10-1	△	○	○	○
池田市立石橋小学校	井口堂3-3-30	○	○	○	○
池田市立五月丘小学校	さつきがおか 五月丘2-3-1	○	○	○	○
池田市立石橋南小学校	いしはし 石橋4-6-1	○	○	○	○
池田市立緑丘小学校	みどりがおか 緑丘2-5-12	○	○	○	○
池田市立神田小学校	こうだ 神田2-4-1	△	○	○	○
旧池田市立伏尾台小学校	ふしおだい 伏尾台2-11	○	○	○	○
池田市立池田中学校	うえいけだ 上池田1-6-17	○	○	○	○
池田市立渋谷中学校	さつきがおか 五月丘4-1-1	○	○	○	○
池田市立北豊島中学校	とよしまきた 豊島北1-1-1	△	○	○	○
池田市立石橋中学校	いぐちどう 井口堂3-6-1	○	○	○	○
池田市立ほそごう学園	ふしおだい 伏尾台3-14	○	○	○	○
大阪府立池田高等学校	あさひがおか 旭丘2-2-1	○	○	○	○
大阪府立渋谷高等学校	はた 畑4-1-1	○	○	○	○
大阪府立園芸高等学校	はちおうじ 八王寺2-5-1	△	○	○	○
学校法人宣真学園 宣真高等学校	そうえん 荘園2-3-12	△	○	○	○
伏尾台コミュニティ センター第1会館	ふしおだい 伏尾台3-4-3	○	○	○	○
細河コミュニティセンター	ひがしやまちょう 東山町617-1	○	○	○	○
コミュニティセンター	さかえほんまち 栄本町9-1	○	○	○	○
上池田会館	うえいけだ 上池田1-9-19	○	○	○	○
城南会館	じょうなん 城南1-8-22	○	○	○	○
桃園会館	ももぞの 桃園1-9-12	○	○	○	○
呉服会館	くれは 呉服町11-1	△	○	○	○
姫室・室町会館	ひめむろ 姫室町3-1	△	○	○	○
宇保会館	うほ 宇保町5-17	○	○	○	○
神田北会館	こうだ 神田1-28-27	○	○	○	○
脇塚会館	こうだ 神田2-18-32	△	○	○	○
北神田会館	こうだ 神田2-21-28	○	○	○	○

施設名	住所	対象とする異常な現象の種類			指定避難所との重複
		洪水	土砂災害	地震	
33 神田会館	こうだ 神田3-5-16		○		
34 中之嶋会館	こうだ 神田3-8-12		○	○	
35 河原島会館	こうだ 神田3-5-21		○	○	
36 早苗の森会館	こうだ 神田4-7-2	△	○		
37 宮之原会館	こうだ 神田4-10-10	△	○	○	
38 五月丘会館	さつきがおか 五月丘2-4-1	○	○	○	
39 渋谷会館	しやがに 渋谷3-3-18	○			
40 南畑会館	はた 畑1-7-4	○	○	○	
41 畑会館	はた 畑3-15-20	○			
42 下渋谷会館	しやがに 渋谷1-8-12	○	○	○	
43 鉢塚会館	はちづか 鉢塚2-8-5	○	○	○	
44 才尊会館	はちづか 鉢塚2-8-3	○	○	○	
45 荘園会館	そうえん 荘園1-7-13	○	○	○	
46 旭丘会館	あさひがおか 旭丘3-7-13	○	○	○	
47 花園会館	はなぞの 旭丘1-1-10	○	○	○	
48 秦野会館	あさひがおか 旭丘1-9-G-101	○	○	○	
49 石橋会館	いしはし 石橋4-6-2	○	○	○	
50 石橋北会館	いしはし 石橋2-4-16	△	○	○	
51 井口堂北会館	いぐちどう 井口堂1-6-4	○	○	○	
52 住吉会館	すみよし 住吉2-3-24	○	○	○	
53 空港会館	くうこう 空港1-11-4	○	○	○	
54 豊島北会館	とよしまきた 豊島北1-7-17	△	○		
55 きたてしまプラザ	とよしまきた 豊島北2-2-18	△	○		
56 豊島南会館	とよしまきた 豊島南1-8-5	△	○		
57 伏尾会館	ふしお 伏尾町11-8	○			
58 吉田会館	よしだ 吉田町227	○		○	
59 東山会館	ひがしやまちょう 東山町425-1	○	△	○	
60 中之嶋会館	なかのしま 中川原町6-57	○			
61 古江町自治会館	ふるえ 古江町72	○	△		
62 市民文化会館	てんじん 天神1-7-1	○	○	○	
63 児童館	ふるえ 古江町421	○	○		
64 人権文化交流センター	ふるえ 古江町523-1	○	○	○	
65 総合スポーツセンター	そうえん 荘園22-7-30	△	○	○	
66 五月山体育館	あやは 綾羽2-7-1	○	△	○	
67 カルチャープラザ	てんじん 天神1-9-3	△	○	○	
68 大阪北部農業協同組合細河支店	なかのしま 中川原町331-1	△			

- (1)洪水の所に「△」がついている施設は、上の階に避難すると安全な施設です。
 (2)土砂災害の所に「△」がついている施設は、土砂災害の時には危ない場所です。

身近な手続き

【戸籍の届け出】

戸籍とは、日本の国籍を持つ人が役所に登録した家族の情報(名前、生まれた年、月、日など)のことです。
 戸籍の届け出は本籍地(戸籍が置いてあるところ)または住所地の市区町村で受け付けをしていますが、届け出の種類によっては必要なものや、届け出をするときに異なります。気を付けてください。なりすましを防ぐため本人確認をしています。窓口で直接行く人は運転免許証やパスポート、健康保険証などを持ってきてください。
 届け出書などの紙は市役所1階総合窓口課にあります。
 ※外国人の人は、必要なものなどが違うときがあります。前もって聞いてください。

届け出の種類	届け出期間	届け出人	届け出先	必要なもの
出生届 (子どもが生まれたときにする手続き)	生まれた日から14日以内 (生まれた日を含む)	おや親	本籍地、出生地か、届け出をする人の住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書・届け出をする人のはんこ・母子健康手帳 ※ 名前に使うことができる文字と使うことができない文字があるので、窓口で聞いてください。 ※ 関連する手続き…国民健康保険(32ページ)、児童手当(49ページ)、子ども医療費助成制度(52ページ)など。
死亡届 (家族が死んだときにする手続き)	死亡を知った日から7日以内	しんぞく親族	本籍地、死亡地または届け出する人の住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書 届け出をする人のはんこ ※ 届けを出す前に火葬場の予約をしてください。 ※ 関連する手続き…国民年金(30ページ)、国民健康保険(32ページ)、後期高齢者医療制度(54ページ)、介護保険(54ページ)など。
転籍届 (本籍地を変えるとき)	—	こせきひつどう戸籍筆頭者(家族の代表として登録している人)とその配偶者(夫や妻)	本籍地、新本籍地か、住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 届け出をする人のはんこ(筆頭者と配偶それぞれの、はんこ) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通(同じ市町村内で変わる時には、いりません)
婚姻届 (結婚するときにする手続き)	—	けっこん結婚するふたり2人	ふたり2人どちらかの本籍地か住所地の役所	<ul style="list-style-type: none"> 届け出書(1通)(成人の証人2人の署名とはんこがいります) 届け出人(結婚する2人)の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)各1通(届け出地に本籍がある人はいりません) 届け出人2人の本人確認ができるもの 届け出人2人のはんこ(旧姓のもの)

				※関係のある手続き…国民年金(30ページ)、国民健康保険(32ページ)など。
不受理申出 (知らないうちに離婚 などの届け出をされな いようにする手続き)	—	本人	本籍地か 所在地の 役所	・本人確認ができるもの ・届け出をする人のはんこ ※ 不受理申出の不受理期間に期限はありません。届け出 をした後に取り消さない限り効力が続きます。
離婚届	協議離婚 (夫婦の話 し合いで 離婚すること)	—	本籍地か 住所地の 役所	・届け出書(1通)(成人の証人2人の署名とはんこがいりま す) ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通(届け出地に本籍が ある人はいりません) ・届け出をする人の本人確認ができるもの ・届け出をする人(夫と妻)のはんこ ※ 関係のある手続き…国民年金(30ページ)、国民健康保 険(32ページ)など。
	調停離婚 審判離婚 和解離婚 認諾離婚 判決離婚 (裁判所な どを通じ て離婚す ること)	確定の日から 10日以内(確 定の日を含む)	本籍地か 住所地の 役所	・届け出書(1通)(証人はいりません) ・届け出をする人のはんこ ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)1通(届け出地に本籍が ある人はいりません) ・調停調書謄本(調停離婚) ・審判書謄本と確定証明書(審判離婚) ・和解調書謄本(和解離婚) ・認諾調書謄本(認諾離婚) ・判決謄本と確定証明書(判決離婚)

とあ 問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

えんぜるいわいひんしきゆうせいど
【エンゼル 祝品支給制度】

子どもを産んだときに、エンゼル 祝品として、1人目・2人目は1万円、3人目以上の新生児を出産された人には1人
につき5万円の積立式定期預金通帳を渡しています。
対象は、池田市に住民登録をして、市税を全て払っていて、半年以上住んでいて、子を育てている人です。

とあ 問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

だい はつ えん ぜ る しゃていきょうせいど
【ダイハツ・エンゼル車提供制度】

池田市に住んでいて3人目以上の子どもが生まれた人に、ダイハツ工業(株)から「ブーン」または「トール」を3年間無料で貸しています。この制度は1997年から2011年度まで4人目以上 出産した人を対象にしていましたが、2017年度からは3人目以上 出産した人が対象になりました。また、池田市内に住んでいる期間の条件を1年から6カ月に変えて再開しました。

詳しくは池田市ホームページをご覧ください。



お問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

じゅうしょ とど で
【住所の届け出】

住民票(住民基本台帳)は、あなたや家族が住んでいるところを証明するものです。また、保険・年金、福祉、衛生、教育、選挙など、いろいろなときに使う大切なものです。変更があったときには、必ず届け出をしてください。間違った情報の届け出がないように、窓口に来た人の本人確認をしています。窓口に行くときには運転免許証やパスポート、健康保険証などの名前や住所が書いてある書類を持ってきてください。本人か、同じ家で生活している人以外からの届け出には委任状がいります。

とど で しゅるい 届け出の種類	とど で きかん 届け出期間	とど で にん 届け出人	とど で きき 届け出先	ひつよう 必要なもの
てんにゅうとどけ 転入届 (池田市に引越してきたとき)	しがい いどう 市外から移動 してきたとき	てんにゅう ひ 転入した日から 14日以内		<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの 届け出をする人のはんこ 転出証明書(前に住んでいた市区町村でもらう) 住民基本台帳カード(持っている人だけ) マイナンバーカード(持っている人だけ) ※ 関係のある手続き…国民年金(30ページ)、国民健康保険(32ページ)、後期高齢者医療制度(54ページ)、介護保険(54ページ)など。
	こくがい いどう 国外から移動 してきたとき	てんにゅう ひ 転入した日から 14日以内	ほんにん 本人または 世帯員(同一 世帯員以外 からの届け出 には委任状 が必要です)	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの 市役所1階 届け出をする人のはんこ パスポート 戸籍附票(本籍地が池田市のときはいりません)
てんしゅつとどけ いけだ し 転出届(池田市から 引越す) しがい てんしゅつ ばあい 市外へ転出する場合 こくがい てんしゅつ ばあい 国外へ転出する場合	てんしゅつ ひ 転出する日の 14日前から		<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの 届け出をする人のはんこ 印鑑登録証(登録者だけ) ※ 届出後は転出証明書を渡すので、新しい住所地の役所へ持って行ってください。 ※ 関係のある手続き…国民健康保険(32ページ)、後期高齢者医療制度(54ページ)、介護保険(54ページ)など。	

<p>てんきよとどけ 転居届 しないうす 市内で住むところを変え るとき</p>	<p>てんきよ ひ 転居した日から 14日以内</p>		<p>ほんにんかくにん ・本人確認ができるもの とど で ひと ・届け出をする人のはんこ じゅうみん きほんだいちようか ーど も ひと ・住民基本台帳カード(持っている人だけ) まいなんばーかーど も ひと ・マイナンバーカード(持っている人だけ) ※関係のある手続き…国民健康保険(32ページ)、 こ いりょうひじょせいせいど ページ かいごほけん ひ 子ども医療費助成制度(52ページ)、介護保険(被 ほけんしやしょうこう ふしや ページ 保険者証交付者、54ページ)など</p>
<p>せたいへんこうとどけ 世帯変更届 せたいぬし かぞく だいのうしや 世帯主(家族の代表者)が かわったとき・世帯がわか れたり合併したときなど</p>	<p>へんこう ひ 変更があった日 から14日以内</p>		<p>ほんにんかくにん ・本人確認ができるもの とど で ひと ・届け出をする人のはんこ かんけい てつづ こくみんねんきん ページ こくみん ※関係のある手続き…国民年金(30ページ)、国民 けんこうほけん ページ こうきこうれいしやいりょうせいど ペ 健康保険(32ページ)、後期高齢者医療制度(54ペ ージ)、介護保険(54ページ)など。</p>

※住所が変わったとき、学校、児童手当、いろいろな医療などの手続きがいるかもしれません。

※住民基本台帳カードやマイナンバーカードを持っている人は、転出転入届の特例を受けることができます。

詳しくは聞いてください。

とあ 問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

【住民基本台帳カード】

いまも じゅうみん きほんだいちようか ーど ゆうこうきげん つか あたら わた
今持っている住民基本台帳カードは有効期限まで使えます。(新しく渡すことはしていません)

まいなんばーかーど じゅうみん きほんだいちようか ーど かえ
マイナンバーカードをもらうときは、住民基本台帳カードを返してください。

とあ 問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

マイナンバーカード(個人番号カード)

かお しゃしん つ みぶんしょうめいしよ つか きぼう こくぜい でんし しんせい でんし てきぎょうせいてつづ
顔の写真が付いている身分証明書として使えます。希望すれば国税の電子申請(e-Tax)などの電子的行政手続きに
つか でんし しょうめいしよ い
使える電子証明書なども入れることができます。

<p>まどぐち く ひと 窓口に来る人</p>	<p>しんせいまどぐち 申請窓口</p>	<p>う と 受け取り まどぐち 窓口</p>	<p>てすうりよう てつづ 手数料(手続き にかか るお金)</p>	<p>こうふ わた てつづ ひつよう 交付(渡す)手続きに必要なもの</p>
<p>ほんにん 本人 (15歳未満の人や成年被後見 にん せいしん しょうがい じぶん てつづ 人<精神の障害で自分で手続 できない人>には、法定代理 にん いっしょ い 人が一緒に行ってください。)</p>	<p>ち ほうこうぎょうだん 地方公共団 たいじょうほうし 体情報シ テム機構</p>	<p>し やくしよ かい 市役所1階 そうごうまどぐち か 総合窓口課</p>	<p>しょかい むりよう 初回無料 もう一度もらうと きは800円</p>	<p>こじんばんごうか ーど わた あんないしよ ・「個人番号カード」お渡しのご案内書 ほんにんかくにん ・本人確認ができるもの ・はんこ こうふつうちしよ つうちか ーど ・交付通知書 ・通知カード じゅうみん きほんだいちようか ーど も ひと ・住民基本台帳カード(持っている人だ け)</p>
<p>だいにん 代理人 (代わりの人)</p>			<p>でん ししょうめいしよ 電子証明書 200円</p>	<p>こじんばんごうか ーど わた あんないしよ ・「個人番号カード」お渡しのご案内書 ほんにん ほんにんかくにん かおしゃしん ・ご本人の本人確認ができるもの(顔写真 つき しょうめいしよ ほか てん 付の証明書と他1点)</p>

			だいりにん ほんにんかくにん かおじゃしん ・代理人の本人確認ができるもの(顔写真 つきしょうめいしよ ほか てん 付の証明書と他1点) ほんにん しやくしよ い むずか ・本人が市役所に行くことが難しいこと しょうめい しよるい しんだんしよ を証明する書類(診断書など) いんかん こうふつうちしよ つうちかーど ・印鑑・交付通知書・通知カード じゅうみん きほんだいちようかーど も ひと ・住民基本台帳カード(持っている人だ け)
--	--	--	---

※詳しくは「個人番号カード」お渡しのご案内書をご覧ください。

とあ 総合窓口課 ☎072-754-6243

【マイナンバーを書いたり、見せることが必要な手続き】

マイナンバーの対象になる手続きをするときには、下に書いてあるものが必要です。

●申請書などにマイナンバー(個人番号)を書く

●マイナンバーカード(個人番号カード)か、通知カードを見せる

※住民基本台帳と一緒に書いてある通知カードだけ

●本人確認書類を見せる

- ・写真つきときは、1つ(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ・写真なしときは、2つ(健康保険の被保険者証、国民年金手帳、医療受給者証など)

下に書いてあるものが市役所での市民向けの対象手続きです。

詳しくはそれぞれの担当課に聞いてください。

●マイナンバーカード(個人番号カード)についての手続き

手続き	とあ 総合窓口課
てんにゆう てんきよ こせきとどけで かーど か ないよう じゅうしよ しめい せいねんがっぴ せいべつ へんこう 転入、転居、戸籍届出などでカードに書いてある内容(住所、氏名、生年月日、性別)に変更があったとき	とあ 総合窓口課

●税の手続き

手続き	申請書など	とあ 総合窓口課
し ふみんぜい 市・府民税	し ふみんぜい しんこく 市・府民税の申告	か ぜい か 課税課
こていし ざんぜい 固定資産税	しやうきやくし ざん しんこく 償却資産の申告	
	ひ か ぜい しんこく 非課税の申告	
	とくれい げんがく しんこく 特例による減額の申告	
けいじ どうしやぜい しゅべつわり 軽自動車税(種別割)	げんめん しんせい 減免の申請	
のうぜいかんりにん とどけで 納税管理人についての届出	のうぜいかんりにんしんこくしよ 納税管理人申告書など	

●保険・医療の手続き

てつづ 手続き		しんせいしよ 申請書など	と あ さき 問い合わせ先
こくみんけんこう ほけん 国民健康保険		資格取得・喪失・変更届、保険証再発行、限度額適用認定(医療に必要なお金が高くなる時に申請すると、支払い額が一定の金額で止まる手続き)、高額療養費(1か月に払った医療費が高いとき、一部のお金が戻ってくる手続き)、療養費など	こくほ ねんきんか 国保・年金課
こうきこうれいしゃいりやうせいど 後期高齢者医療制度		資格取得・変更・喪失、限度額適用認定、保険証再発行、高額療養費、療養費など	
いりやうひ 医療費 じよせい 助成	こ いりやう 子ども医療	資格取得(更新)・喪失・保険変更・住所変更など ※ただし、老人医療制度は2018年3月31日で廃止されたので新しく申し込みはできません。また、2021年3月31日で制度が終わりました。	ほけんいりやうか 保険医療課
	おやかていりりやう ひとり親家庭医療		
	ろうじんいりやう 老人医療		
	じゅうどしやう 重度障がい者医療		

●介護・福祉の手続き

てつづ 手続き		しんせいしよ 申請書など	と あ さき 問い合わせ先
かいごほけん 介護保険	かいごほけんにてい 介護保険認定	ようかいご ようしえん にんてい 要介護(要支援)認定など	かいごほけんか 介護保険課
	かいごほけんきゆうふ 介護保険給付	きゆうふ りやうしゃふ たんがくけつてい 給付、利用者負担額決定など	
ふくし 福祉	しんたいしやうがいしや てちやう せいしんしやうがいしや ほけんふくしてちやう こう 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付	しやうがいしや てちやう さい こうふんせい 障害者手帳(再)交付申請など	しやう ふくしか 障がい福祉課
	りやういくてちやう こうふ 療育手帳の交付	しやうがいしや てちやう さい こうふんせい (さいみまん は発達支援課)	
	じりつしえんいりやう しきゆうにんてい 自立支援医療の支給認定	じりつしえんいりやう いくせい こうせい せいしんつういん し 自立支援医療(育成・更生・精神通院)支 給認定申請書	
	しやう ふくし さーびす 障がい福祉サービス	しきゆうけつてい しんせい 支給決定の申請	
	ほそうぐひ からだ しやうがい ひと からだ うご たす 補装具費(体に障害のある人の、体の動きを助ける道具)・日常生活用具支給申請	ほそうぐひ こうにゆう しゅうり しきゆうしんせいしよ 補装具費(購入・修理)支給申請書	
	とくべつしやうがいしや てあて 特別障害者手当	とくべつしやうがいしや てあてにんていせいきゆうしよ 特別障害者手当認定請求書など	
	しやう じふくしてあて 障がい児福祉手当	しやう じふくしてあてにんていせいきゆうしよ 障がい児福祉手当認定請求書など	
	しやう じつしよしえん ほうかご ひがえ さーびす 障がい児通所支援(放課後など日帰りのサービスなど)	つうしよきゆうふ しんせい 通所給付の申請	
せいかつほごせいかつ かね ひと まも てつづ 生活保護(生活するお金がない人を守る手続き)	せいかつほごしんせいしよ 生活保護申請書など	せいかつふくしか 生活福祉課	
じゅうきやくほきゆうふきん しごと ひと 住居確保給付金(仕事がなくなった人などのため に、家賃を池田市が代わりに払う手続き)	じゅうきやくほきゆうふきんしんせいしよ 住居確保給付金申請書など		

●健康・子育ての手続き

てつづ 手続き		しんせいしよ 申請書など	と あ さき 問い合わせ先
きゆうふ 給付や とどけで 届出	にんしんとどけで 妊娠届出	にんしんとどけでしよ 妊娠届出書	けんこうぞうしんか 健康増進課
	ていたいじゆうじとどけ 低体重児届	ていたいじゆうじしゅつしやうとどけ 低体重児出生届	
	みじやくじやういくいりやうきゆうふ 未熟児養育医療給付	よういくいりやうきゆうふ しんせいしよ せたいちやうしよ 養育医療給付申請書、世帯調書など	ほけんいりやうか 保険医療課
	じどうてあて さい たんじやうひご さいしよ がつ にち 児童手当(15歳の誕生日後、最初の3月31日を むか こそだ かね 迎えるまでの子を育てているともらえるお金)	じどうてあてにんていせいきゆうしよ べつきよかんごもうしたてしよ 児童手当認定請求書、別居監護申立書など	こそだ しえんか 子育て支援課

じどうふようてあておや 児童扶養手当(親がひとりで子どもを育てている ともらえるお金)	じどうふようてあてにいていせいきゅうしょ げんきょうとどけ 児童扶養手当認定請求書、現況届など	
とくべつじどうふようてあてせいしん からだ しょう 特別児童扶養手当(精神か体に障がいのある 20歳未満の子を育てているともらえるお金)	とくべつじどうふようてあてにいていせいきゅうしょ 特別児童扶養手当認定請求書など	はつたつしえんか 発達支援課
きょういく ほいくきゅうふ 教育・保育給付	きょういく ほいくきゅうふ にていしんせいしよ 教育・保育給付認定申請書など	ようじほいくか 幼児保育課
しせつ りようきゅうふ ようじきょういく ほいく むしょうか 施設など利用給付(幼児教育・保育の無償化)	しせつりようきゅうふ にていしんせいしよ 施設等利用給付認定申請書など	

いんかん とうろく 印鑑(はんこ)の登録

いんかんとろくしんせい 【印鑑登録申請】

印鑑は家を買って登録するときや、お金を借りるときなど日常生活のいろいろなときに使われています。「実印」(大切な書類に使えるはんこ)として使うためには登録が必要です。印鑑登録の手続きは本人がしてください。本人が手続きに行くことができないときは、本人が自分で委任(他の人に、代わりに頼むこと)することについて書いたもの(委任状か代理人選任届)を代理人(代わりの人)が持って申請をしてください。登録後に印鑑登録証(カード)を渡します。これは印鑑登録証明書をもらうときに必要なものです。大切に保管してください。

まどぐち くひと 窓口に来る人	しんせいまどぐち 申請窓口	ひつよう 必要なもの	とうろくてつづき 登録手続
ほんにん 本人 (15歳以上)	しやくしよ かい 市役所1階 そうごうまどぐちか 総合窓口課	とうろく いんかん 登録する印鑑	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続後は照会書を送るので、回答書に必要なことを書いてください 回答書と本人確認ができるものを持ってきた日に登録をします (照会書を送るので、登録するまでに数日かかります) ※次の方法で当日に登録ができます。 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど官公署発行の免許証・許可証など(本人の写真付のもの)有効期限内にあるものを持っていく 市内で印鑑登録を受けている人が、その登録印を持って印鑑登録申請書の保証人欄で保証する
だいにん 代理人		<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 委任状 代理人の印鑑 みとめいん (認印) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請手続後は、本人あてに照会書を送るので、回答書に必要なことを書いてください。回答書と登録者と代理人の本人確認ができるものを持ってきた日に登録します(照会書を送るので、登録までに数日かかります)

※ 成年被後見人については、手続き方法が違いますので、聞いてください。

●登録できない印鑑

登録できる印鑑は1人1個です。次のような印鑑は登録できません。注意してください。

- 住民票に書いてある名前や通称で表されていない印鑑
- 一辺の長さが25mm以上か、8mm以下の印鑑
- プラスチック、ゴム印などでできている印鑑
- 印鑑が欠けるなど、はっきり見えていない印鑑
- ほかの人と同じ印鑑
- 外国文字で表されているものなど

とあ
問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

とうろく へんこう はいし
【登録の変更・廃止】

とうろく はいし
●登録の廃止(やめること)

まどぐち く ひと 窓口に来る人	しんせいまどぐち 申請窓口	ひつよう 必要なもの	しんせいてつづ 申請手続き
ほんにん 本人		とうろくいんかん ・登録印鑑 いんかんとうろくしょう ・印鑑登録証	いんかんとうろくはいし しんせいしよ か ・印鑑登録廃止申請書を書いてください
だいにん 代理人	しやくしよ かい 市役所1階 そうごうまどぐち 総合窓口	とうろくいんかん ・登録印鑑 いんかんとうろくしょう ・印鑑登録証 いにんじよう ・委任状 だいにん いんかん みとめいん ・代理人の印鑑(認印)	

いんかん いんかんとうろくしょう
●印鑑・印鑑登録証がなくなったとき

まどぐち く ひと 窓口に来る人	しんせいまどぐち 申請窓口	ひつよう 必要なもの	しんせいてつづ 申請手続き
ほんにん 本人		とうろくいんかん いんかんとうろく ・登録印鑑か印鑑登録 しょう 証 みとめいん ・認印	いんかんとうろくしょうほうしつとどけ しょ か ・印鑑登録証亡失届出書を書いてください
だいにん 代理人	しやくしよ かい 市役所1階 そうごうまどぐち 総合窓口	とうろくいんかん いんかんとうろく ・登録印鑑か印鑑登録 しょう 証 ほんにん みとめいん ・本人の認印 いにんじよう ・委任状 だいにん いんかん みとめいん ・代理人の印鑑(認印)	

とうろくいんかん へんこう
●登録印鑑を変更したいとき

まどぐち く ひと 窓口に来る人	しんせいまどぐち 申請窓口	ひつよう 必要なもの	しんせいてつづ 申請手続き
ほんにん 本人		あたら とうろく いんかん ・新しく登録する印鑑 いんかんとうろくしょう ・印鑑登録証	いんかんとうろくはいし しんせいしよ か あたら とうろくしんせい ・印鑑登録廃止申請書を書いて、新しく登録申請をしてください ※24ページの印鑑登録申請を見てください
だいにん 代理人	しやくしよ かい 市役所1階 そうごうまどぐち 総合窓口	あたら とうろく いんかん ・新しく登録する印鑑 いんかんとうろくしょう ・印鑑登録証 いにんじよう ・委任状 だいにん いんかん みとめいん ・代理人の印鑑(認印)	

と あ
問い合わせ そうごうまどぐち か
総合窓口課 ☎072-754-6243

いんかんとうろくしょうめい も いんかん じついん しょうめい
【印鑑証明(持っている印鑑が実印だと証明するもの)がほしいとき(印鑑登録証明申請)】

まどぐち く ひと 窓口に来る人	しんせいまどぐち 申請窓口	ひつよう 必要なもの	しんせいてつづ 申請手続き
ほんにん 本人	しやくしよ かい 市役所1階	いんかんとうろくしょう ・印鑑登録証	いんかんとうろくしょうめいしよこう ふ しんせいしよ か いんかんとうろくしょう み ・印鑑登録証明書交付申請書を書いて、印鑑登録証を見せてください
だいにん 代理人	そうごうまどぐち 総合窓口		

各種証明書

【窓口請求(各種証明書)】

戸籍全部・個人事項など、それぞれの証明書をもらう窓口、手数料などは次のとおりです。自分以外の方が証明書をもらうことがないように、窓口に来た人の本人確認をしています。窓口に行くときには、名前や住所が書いてある書類(パスポートなど)を持って行ってください。

本人確認については27ページを見てください。

種類	請求窓口	手数料(手続きにかかるお金)	必要なもの
戸籍全部・ 個人事項証明書	本籍地を管理 している市役所	1通 450円	<ul style="list-style-type: none"> はんこ(住民票の写し以外) 窓口に来た人の本人確認ができるもの 代理人が請求するときは、委任状と代理人の本人確認ができるもの 戸籍関係の請求については、同じ戸籍内の人や、父母・祖父母や子・孫以外の人は、親族であっても委任状が必要です 住民票の写しは、同じ住所でも別世帯の人が請求するときは委任状が必要です
除籍全部・ 個人事項証明		1通 750円	
原戸籍		1通 750円	
戸籍の附票の写し		1通 300円	
住民票の写し	市役所1階 総合窓口	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証
印鑑登録証明書	1通 300円		

問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

【コンビニで証明書がとれます】

全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなど、下に書いてある証明書がとれるサービスです。

種類	取得可能時間	手数料(手続きにかかるお金)	必要なもの	お問い合わせ
住民票の写し	午前6時30分から午後11時	300円	マイナンバー カード(個人 番号カード) ※暗証番号 (4桁)が必要	総合窓口課
印鑑登録証明書		300円		
戸籍全部・個人事項証明書	午前9時から午後5時15分	450円		
戸籍の附票の写し	(平日だけ)	300円		
個人 課税・非課税・所得証明書	午前6時30分から午後11時	300円	暗証番号 (4桁)が必要	課税課
住民税 納税証明書		300円		納税課

※利用できるコンビニは、マルチコピー機を置いている、セブンイレブン・ローソン(ローソン100以外)・ファミリーマート・ミニストップなどです。また、伏見台コミュニティプラザ内にあるキオスク端末でも、もらえます。(伏見台コミュニティプラザ 休館日はできません。また、利用できる時間などはコンビニエンスストアと違います。)

※年末年始(12月29日から1月3日)や保守点検日は利用できません。

※コンビニでは、印鑑登録証での発行はできません。

※戸籍全部・個人事項証明書・戸籍の附票の写しは、池田市に本籍がある人だけ、もらえます。

※課税・非課税・所得証明書は、証明年度の1月1日に池田市に住居登録があって、池田市に申告の情報(課税情報)がある人だけ

です。

※課税・非課税・所得・納税証明書は、最新年度と前年度分がもらえます。

※納付(税金を払うこと)した後、納税証明書をもらうことができるまでに最大3週間かかるので、事前に納税課へ確認してください。

問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243 課税課 ☎072-754-6222 納税課 ☎072-754-6225

【郵便による請求】

戸籍全部・個人事項証明書、除籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写しなどは、郵送で請求できます。請求書、返信用封筒、返信用の切手と手数料(郵便局の定額小為替(お金の代わりに使うもの)を利用してください)と身分証明書のコピーを一緒に封筒に入れて、住民票の写しは住所地、戸籍謄本などは本籍地を管理する役所に送ってください。

問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

【電子申請サービス】

住民票の写し・印鑑登録証明書は市役所が開いている日の午後5時までに申請した人だけ、その日にもらえます。時間は午後5時30分から10時までです。(問い合わせ:総合窓口課☎072-754-6243)市・府民税証明書は午後8時までです。(問い合わせ:課税課☎072-754-6222)ホームページで申し込みをして、宿直室でももらえます(本人以外がもらうことがないように本人確認をします)。それぞれの書類については担当課に聞いてください。

【公的個人認証サービス】

インターネットを使ったオンラインでの申請や届出などの行政手続きをするときに使う本人確認の方法です。電子証明書をICカードに記録して利用します。マイナンバーカードの公的個人認証サービスについては申請する人:本人
場所:市役所1階総合窓口課
手数料:無料

ただし、マイナンバーカードをなくして、カードをもう一度もらうときはお金がいります。

手数料は、署名用電子証明書 1件200円、利用者証

明用電子証明書1件200円です。(ただし、2つ一緒にもらうときは合わせて200円です。)

問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

【住民票の広域交付】

池田市以外の市区町村でも住民票をもらうことができます。請求できるのは、本人が住民票に書いてある同じ世帯の人だけです。また、本籍・筆頭者の表示のある住民票の写し、住民票の除票の写しや改製原住民票の写しについては請求できません。

・本人または住民票に書いている同じ世帯の人が、交付を希望する市区町村窓口で申請書を出してください。

・窓口で、マイナンバーカードか運転免許証やパスポートなど官公署が発行した顔写真付きの証明書を見せてください。

・手数料(手続きにかかるお金)は、自治体によって違います。

・池田市で発行している広域交付住民票は1通300円です。

・住所のつながりが、証明できないときがあります。

【本人確認について】

婚姻届、離婚届などの戸籍についての届け出、転出・転入・転居届け出など住民異動届についての届け出などの証明書をもらうときに、本人確認書類を見せることが必要です。運転免許証、旅券(パスポート)、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳など官公署が発行した免許証・許可証・資格証明書で本人の写真付きのものを見せてください。本人確認書類が国民健康保険証、健康保険証、国民年金手帳など写真付きではないときや、官公署(国や大阪府、池田市など)以外の機関が発行した証明書などのときには、ほかの本人確認書類を見せてもらったり本人確認のために質問をするときがあります。

問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

じゅうみんひょうとう きゅうし きゅうせい けっこん まえ みょう
【住民票等への旧氏(旧姓:結婚する前の名

じ へいき いっしょ か
字)併記(一緒に書くこと)について】

ねん がいつか じゅうみんひょう いんかんとろうくしやうめいしよ こじん
 2019年11月5日から住民票、印鑑登録証明書、個人
 ばんごう かーど きゅうし きゅうせい へいき
 番号カードに旧氏(旧姓)が併記ができるようになります
 した。詳しくは、総合窓口課に聞いてください。

と あ
問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

とくべつえいじゆうしやしやうめいしよ ざいりゆう か ー ど こうしん
特別永住者証明書・在留カードの更新など

とくべつえいじゆうしやしやうめいしよ きゅうがいこくじんとうろくしやうめいしよ ふく こうしん
●特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む)の更新

	しんせい ひと 申請できる人	しんせい き かん 申請期間	ゆうこう きげん 有効期限	しんせい ひつよう 申請に必要なもの
とくべつえいじゆうしやし 特別永住者 (16歳以上)	ほんにん 本人または どういっせたい しんぞく 同一世帯の親族 だいにん (代理人)	ゆうこう きげん 有効期限の かげつまえ 2カ月前 ゆうこう きげん から有効期限	ゆうこう きかんまりよう 有効期間満了 ご かいめ 後の7回目の たんじょうび 誕生日まで	ゆうこう きげんない ばすぼーと ・有効期限内のパスポート (持っていない人、有効期限切れのパスポートはいりません) とくべつえいじゆうしやしやうめいしよ きゅうがいこくじんとうろくしやうめいしよ ふく ・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む) かおじゃん まい よこ たて ・顔写真1枚(横3cm×縦4cm) いにんじょう ほか ひと か しんせい ・委任状(他の人に代わりに申請をしてもらうことなどを書 かみ くわ たんどうか き おな せたい しんぞく く紙。詳しくは担当課に聞いてください)(同じ世帯の親族以 がい しんせい 外が申請するとき。ただし、法定代理人(親など)が申請する ときはいりません)
とくべつえいじゆうしやし 特別永住者 (16歳未満)	だいにん ぎ むしや 代理義務者 (16歳以上の一 しよ す 緒に住んでいる ちち はは 父または母、それ い がい いっしょ す 以外の一緒に住 しんぞく んでいる親族)	ゆうこう きげん 有効期限の かげつまえ 6カ月前 ゆうこう きげん から有効期限	さい たんじょう 16歳の誕生 び 日まで	ゆうこう きげんない ばすぼーと ・有効期限内のパスポート (持っていない人、有効期限切れのパスポートはいりません) とくべつえいじゆうしやしやうめいしよ きゅうがいこくじんとうろくしやうめいしよ ふく ・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む) かおじゃん まい よこ たて ・顔写真1枚(横3cm×縦4cm)

とくべつえいじゆうしやしやうめいしよ きゅうがいこくじんとうろくしやうめいしよ ふく ぶんしつさいこう ふ
●特別永住者証明書(旧外国人登録証明書を含む)の紛失再交付(なくしたときに、またもらうこと)

	しんせい ひと 申請できる人	しんせい き かん 申請期間	しんせい ひつよう 申請に必要なもの
とくべつえいじゆうしやし 特別永住者	ほんにん 本人または おな せたい しんぞく 同じ世帯の親族 だいにん (代理人)	なくしたことが わ び 分かった日か にち ない ら14日以内	ゆうこう きげんない ばすぼーと ・有効期限内のパスポート (持っていない人、有効期限切れのパスポートはいりません) ※パスポートを持っていない人は、ほかの本人確認書類(保険証や免許証など) かおじゃん まい よこ たて ・顔写真1枚(横3cm×縦4cm) ※16歳未満の人は写真はいいりません しやうめい けいさつ ほっこう いしつぶつとけでしやうめいしよ ・なくしたことを証明するもの(警察で発行する遺失物届出証明書など) いにんじょう おな せたい しんぞく がい しんせい ・委任状(同じ世帯の親族以外が申請するとき。ただし法定代理人(親など)が申 せい 請するときはいりません)

と あ
問い合わせ 総合窓口課 ☎072-754-6243

ざいりゅうか ー ど こうしん さいこうふ
●在留カードの更新・再交付など

とくべつえいじゅうしゃ いがい ちゅうちよう き ざいりゅうしゃ ひと おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかん りきよく てつづ
特別永住者以外(中長期在留者)の人は大阪出入国在留管理局で手続きをしてください。

しんせい ひつよう うけつけじかん した か と あわ さき じぜん き
申請に必要なものや受付時間については、下に書いてある問い合わせ先へ事前に聞いてください。

と あ
問い合わせ

おおさかしゅつにゅうこくざいりゅうかん りきよく おおさか し すみ の え く なんこうきた
大阪出入国在留管理局(大阪市住之江区南港北1-29-53) ☎06-4703-2115

ねんきん こくほ しぜい 年金・国保・市税

ねんきん ほけんりよう はら しょうらい かね
年金(保険料を払っておくことで将来もらえるお金)

こくみんねんきん 【国民年金】

こくみんねんきん はい ひと ●国民年金に入る人

こくみんねんきん こくみん ねんきん はら せいど
国民年金は、すべての国民に年金を払う制度です。

しゅるい 種類	たいしょう 対象	ほけんりよう 保険料	てつづ 手続き
だいごう 第1号 ひほけんしゃ 被保険者	にほんこくない じゅうしょ 日本国内に住所がある、20歳以上 さいみん だいごうひ ほけんしゃ だい 60歳未満で、第2号被保険者や第3 ごうひ ほけんしゃ あ 号被保険者に当てはまらない人	げつがく まん えん ねんど ・月額1万6,540円(2020年度) しょうらい ぞうがく ねんきん う ひと きぼう ・将来、増額の年金を受けたい人は、希望で ふか ねんきん かにゆう げつがく えん 付加年金に加入できます。(月額400円) か げつぶん ねんぶん ・6カ月分または1年分など、まとめて払うと すこ やす 少し安くなります ほけんりよう じぶん はら ・保険料は自分で払います	こくほ ねんきんか とど で 国保・年金課へ届け出してくだ さい
だいごう 第2号 ひほけんしゃ 被保険者	こうせいねんきん はい ひと 厚生年金に入っている人 さいいじょう じゆきゆうけん いがい (65歳以上で受給権があるとき以外)	こうせいねんきん ほけんりよう はら ・厚生年金の保険料として払っています	じぶん てつづ ひつよう 自分で手続きをする必要 はありません。働いていると ころで てつづ ところで手続きをします
だいごう 第3号 ひほけんしゃ 被保険者	さいいじょう さいみん だいごうひ ほけん 20歳以上60歳未満で、第2号被保険 しゃ ふよう かね めんどう み 者に扶養(お金の面倒を見る)されてい はいくうしゃ つま おつと る配偶者(妻や夫)	ほけんりよう はら ひつよう ・保険料を払う必要はありません	はいくうしゃ はたら 配偶者の働いているところ とど で へ届け出てください
こくみんねんきん 国民年金 きんせいで 基金制度	こくみんねんきん きんせい だいごうひ ほけんしゃ ついか 国民年金基金は、第1号被保険者が追加できる年金で、希望することで入れます くわ おおさか くに こくみんねんきん きんせい じ むきよく ※詳しくは大阪府国民年金基金事務局(☎0120-65-4192)に聞いてください。		

にんい かにゆうひ ほけんしゃ きぼう ●任意加入被保険者(希望することで入ることができる人)

たいしょう 対象	ほけんりよう 保険料	てつづ 手続き
にほんこくない じゅうしょ ・日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人、または老齢基礎年金(次のパー じ せつめい じゆきゆうしかく み さいいじょう さいみん ひと ジで説明しています)の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人 にほんこくせき かいがい す さいいじょう さいみん ひと しょうれいき そねんきん ・日本国籍があり、海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人、または老齢基礎年金 じゆきゆうしかく み さいいじょう さいみん ひと しょうれいき そねんきん の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の人(厚生年金・共済組合加入者 ひ ふようはいくうしゃ だいごうひ ほけんしゃ いがい と、その被扶養配偶者で、第3号被保険者以外)	だいごうひ ほけんしゃ 第1号被保険者と おな ほけんりよう 同様に保険料 を払います	こくほ ねんきんか とど 国保・年金課へ届け 出てください

だいごうひ ほけんしゃ ほけんりよう はら かた ほけんりよう くに ねんきんじ むしょ ちよくせつはら ●第1号被保険者の保険料の払い方(保険料は国(年金事務所)へ直接払います)

しゅるい 種類	ないよう 内容	てつづ 手続き
こうざふりかえ 口座振替	きんゆうきかん こうざ じどう はら ほうほう 金融機関の口座から自動で払う方法です	きぼう ひと きんゆうきかん まどぐち もう こ ・希望する人は金融機関の窓口で申し込んでください ねんきんてちよう つうちよう つうちよう とど でいん も い ・年金手帳、通帳、その通帳の届け出印を持って行ってく ださい
くれじつと クレジットカード	じぜん もう こ くれじつと かーどがいしゃ にほんねんきんき 事前に申し込みをして、クレジットカード会社が日本年金機 こう たてかえのうふ か はら ほうほう くれじ 構に立替納付(代わりに払うこと)をする方法です。(クレジ	きぼう ひと じゅうしょち かんり ねんきんじ むしょ くに ねん ・希望する人は住所を管理する年金事務所か、国保・年 きんか もう こ 金課で申し込んでください

	つとかーど み ちよくせつ ほうほう ツットカードを見せて、直接払う方法ではありません)	
のうふしよ 納付書	にほんねんきん きこう おく のうふしよ つか きんゆうきかん 日本年金機構から送ってくる納付書を使って、金融機関、 ゆうびんきょく こんびにえんすすとあ ほうほう 郵便局、コンビニエンスストアなどで払う方法です	てつづ ・手続きはいりません

●保険料の免除(払わなくていいこと)などの種類

たいしやう 対象	ほけんりやう 保険料	てつづ 手続き
ぜんがくめんじよ 全額免除 いちぶめんじよ 一部免除 のうふしよせいで 納付猶予制度 がくせいのうふとくれい 学生納付特例	・第1号被保険者で収入が少なく払えない人は、全額免除・一部免除・納付猶予制度・学生納付特例のうち、当てはまるどれかの申請をしてください ・年度が変わると、もう一度申請がいります(継続申請に当てはまる人はいりません) ぜんがくめんじよ いちぶめんじよ ひと のうふしよせいで がくせいのうふとくれい ひと しんさ きじゆん ちが 全額免除や一部免除の人と納付猶予制度・学生納付特例の人では審査の基準が違います	きぼう ひと こくほ ねん ・希望する人は、国保・年金課へ届け出てください ・必要な書類については事前に聞いてください
ほうていめんじよ 法定免除	つぎ あ ひと とど で きかん ほけんりやう ほう 次のどれかに当てはまった人は、届け出をしてください。その期間の保険料は払わなくていいです こくみんねんきんしょうがいとうきゆうひやう きゆういじやう あ しょうがいき そねんきん しょうがいこうせいねんきん ・国民年金障害等級表の2級以上に当てはまる、障害基礎年金、障害共済年金などをもらっているとき せいかつ ほ ごほう せいかつふじよ しょくひ こうねつひ ・生活保護法による生活扶助(食費や光熱費など)をもらっているとき こうせいろうどうだいじん してい しせつ はん せん びやうりやうじよ はい ・厚生労働大臣が指定する施設(ハンセン病療養所など)に入っているとき	こくほ ねんきんか 国保・年金課へ届け出てください

※免除や納付猶予、学生納付特例期間は年金の受給資格期間として計算されます。また、10年以内であれば保険料を払うことができます(保険料の追納制度)。

●国民年金の種類

しゆるい 種類	たいしやう 対象	きんがく ねんど ねんがく 金額(2020年度の年額)
らうれいき そねんきん 老齢基礎年金	ほけんりやう ほうら きかん めんじよきかん ねんいじやう かにゆう ・保険料を払った期間(免除期間も含みます)が、10年以上ある加入者(被保険者)が65歳になったときにもらえます	ねんきん ばし ほうら つきすう 年金をもらい始めるまでに払った月数によって決まります
しょうがいき そねんきん 障害基礎年金	かにゆうしや ひ ほけんしや びやうき しょうしや き ・加入者(被保険者)が病気やけがで障がい者になったときに、決められた条件を満たしていると、もらえます ※20歳になっていない障がい者も、20歳になったときからもらえます。(ただし本人の収入によって、もらえるお金に制限があります)	きゆう まん えん 1級 97万7,125円 2級 78万1,700円 ※子どもがいるときは金額が増えます
いぞくき そねんきん 遺族基礎年金	しぼう かにゆうしや ひ ほけんしや おかね せいかつ ・死亡した加入者(被保険者)のお金で、生活をしていたとき こ つま こ ※子どもがいる妻、または※子どもがもらえます	まん えん 78万1,700円 ※子どもがいるときは金額が増えます
かふねんきん 寡婦年金	だい ごうひ ほけんしや ほけんりやう ほうら きかん ねんいじやう おとと ねんきん ・第1号被保険者として保険料を払った期間が、25年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、その夫の収入で生活していて、10年以上婚姻関係があった妻は、60歳から65歳の間 もらえます	おとと だい ごうひ ほけんしや きかん けいさん 夫の第1号被保険者期間だけで計算した らうれいき そねんきんがく ぶん 老齢基礎年金額の4分の3
しぼういちじきん 死亡一時金	だい ごうひ ほけんしや ねんいじやう ほけんりやう ほうら ひと ねんきん う ・第1号被保険者として、3年以上保険料を払った人が、年金を受けずに死亡したとき、その遺族(死んだ人の家族)がもらえます	ほけん ほうら きかん まんえん 保険を払った期間によって、12万円から まんえん いちじきん 32万円(一時金としてもらえます) ふか ほけんりやう ほうら つきすう つきいじやう 付加保険料を払った月数が36月以上あるときは、8,500円が追加されます
らうれいふくしねんきん 老齢福祉年金	ねん がつついたち まえ う ひと ・1911年4月1日より前に生まれた人がもらえます ※ 一定の収入がある人やほかの公的年金をもらっている人は、全部か一部もらえなくなります。	まん えん 40万500円

※「子ども」とは、18歳になる日より後の最初の年度末(3月31日)までの間にある未婚(結婚してない)の子または、20歳未満で国民年金の障害などの1級または2級に当てはまる未婚の子のことをいいます。

問い合わせ 国保・年金課 ☎072-754-6395

【厚生年金】

厚生年金保険は、働いているところの事業所を管理している年金事務所に聞いてください。厚生年金・国民年金は年金事務所が記録しています。

問い合わせ 豊中年金事務所 ☎06-6848-6831

国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険に入っていない人などの医療保険です。池田市内に住民登録がある人で、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に入っている人と生活保護を受けている人以外は、必ず入ってください。

【資格に関する届け出】

	こんなとき	届け出に必要なもの
入るとき	転入したとき (池田市に引越してきたとき)	はんこ
	職場の健康保険をやめたとき	はんこ、健康保険をやめた証明書
	被扶養者からはずれたとき	はんこ、被扶養者からはずれた証明書
	子どもが生まれたとき	はんこ、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	はんこ、保護廃止決定通知書
やめるとき	転出するとき (池田市から引越すとき)	はんこ、保険証
	職場の健康保険に入ったとき	はんこ、国保と職場の健康保険の両方の保険証(入っているを証明するもの)
	被扶養者になったとき	はんこ、国保と職場の健康保険の両方の保険証(入っているを証明するもの)
	被保険者が死亡したとき	はんこ、保険証、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めたとき	はんこ、保険証、保護開始決定通知書

	こんなとき	届け出に必要なもの
その他	市内で住所が変わったとき	はんこ、保険証
	世帯主や名前が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	学校に行くため、別に住所を決めるとき	はんこ、保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき	はんこ、本人であることを証明するもの

※届け出に必要なものについては、上に書いているもの以外が必要になるかもしれません。

●個人番号(マイナンバー)について
届け出のときには、個人番号を書いてください。個人番号がわかるもの(個人番号カードまたは通知カードなど)や、本人確認できるもの(免許証など)を持ってきてください。

こくみんけんこう ほ けんりょう
【国民健康保険料】

<p>ほ けんりょう けいさんほうほう 保険料の計算方法</p>	<p>ねんかん ほ けんりょう つぎ ごうけい がく ほ けんりょう がつ のう ふ がくつう ちよ し 年間保険料は、次の(1)、(2)、(3)を合計した額です。保険料は7月に、納付額通知書で知らせます</p> <p>(1)所得割額(収入によって変わります)前の年の収入金額を計算して決めます</p> <p>(2)均等割額(保険に入る人数によって変わります) (3) 平等割額(一世帯当たり)</p> <p>・ 年間保険料 最高限度額</p> <p>ねんかん ほ けんりょう いりょうぶん し えんきんぶん かいご ぶん ねんかん し はら いちばんたか きんがく き 年間保険料は、医療分と支援金分と介護分で、それぞれ1年間に支払う一番高い金額が決められてい</p> <p>ます</p> <p>ほか し く ちょうそん ひ こ ・ 他の市区町村から引越しをしたとき</p> <p>まえ とし しゅうにゆうきんがく わ まえ とし しゅうにゆうきんがく けいさん しよとくしんこくしよ だ わ 前の年の収入金額が分からないので、保険料を計算するための所得申告書を出してください。分から</p> <p>ないときは いけだし まえ じゅうしよち やくしよ き ないときは、池田市が前の住所地の役所に聞きます。</p> <p>せたい へん か ・ 世帯に変化があるとき</p> <p>こ う ねんかん ほ けんりょう けいさん けいこう ほ けん はい ねんかん ほ けん けいこう ほ けん こくみんけんこう ほ けん はい 子どもが生まれたときや、ほかの健康保険に入ったとき、ほかの健康保険をやめて国民健康保険に入る</p> <p>ひと ほ けんりょう か いちど のう ふ がくつう ちよ おく 人がいるときなどにも保険料が変わります。このときにも、もう一度、納付額通知書を送ります</p>
<p>ほ けんりょう のう ふ き むしや 保険料の納付義務者 はら ひと (払わないといけない人)</p>	<p>のう ふ き むしや せたい せたいぬし 納付義務者は、その世帯の世帯主</p> <p>せたいぬし こくみんけんこう ほ けん か にゆう こくみんけんこう ほ けんりょう のう ふ き むしや はら ※世帯主は国民健康保険に加入していても、国民健康保険料の納付義務者(払わないといけない</p> <p>ひと)になることがあります。</p>
<p>ほ けんりょう はら かた 保険料の払い方</p>	<p>ねんかん ほ けんりょう がつ つぎ とし がつ かい わ はら ねん ど がつ つぎ とし がつ 年間保険料を7月から次の年3月の9回に分けて払います(2021年度からは、6月から次の年3月の10</p> <p>かい 回です。)</p> <p>のう きげん まいつぎつまつ がつ にち げつまつ やす ひ つぎ えいぎょう び 納期限は毎月月末です(12月は28日です。月末が休みの日のときは次の営業日です)</p> <p>のう ふ しよ のう ふ のう きげん きんゆう きかん はら 納付書による納付…納期限までに金融機関などで払ってください</p> <p>こうざふりかえ のう ふ きぼう きんこう ざんこう かく こうざ じどう はら 口座振替による納付…希望の銀行(ゆうちょ銀行を含む)口座からの自動で払う</p> <p>こうざふりかえ し はら ねが ※「口座振替」での支払いを、お願いしています。</p> <p>とくべつちようしゅう ねんきん てんび ほ けんりょう ぶん つぎ せたい 特別徴収(年金から天引き:保険料の分をひくこと)…次の(1)から(3)のすべてにあてはまる世帯は</p> <p>とくべつちようしゅう ねんきん てんび はら 特別徴収(年金からの天引き)で払います。</p> <p>せたいぬし こくみんけんこう ほ けん ひ ほ けんしや (1)世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること</p> <p>せたいぬし こくみんけんこう ほ けん ひ ほ けんしや ひと ぜんいん さいいじょう さいみまん (2)世帯内の国民健康保険の被保険者の人、全員が65歳以上75歳未満であること</p> <p>とくべつちようしゅう たいしじょう ねんきん ねんがく まんえんいじょう かいご ほ けんりょう こくみんけんこう ほ けんりょう あ (3)特別徴収の対象になる年金の年額が18万円以上で、介護保険料と国民健康保険料を合わせた</p> <p>がく ねんきんがく ぶん おお 額が、年金額の2分の1より多くならないこと</p> <p>ねん ど ない さい ひと とくべつちようしゅう ※年度内に75歳になる人は特別徴収になりません。</p> <p>こうざふりかえ か きぼう ひと きぼう きんこう こうざふりかえ てつ お ※口座振替に変えることができます。希望する人は、希望の銀行で口座振替手続きが終わってから、はん</p> <p>こうざふりかえいらいしよ ひか も こくほけんこう ほ けんまどぐち い こと口座振替依頼書の控えを持って国保健康保険窓口に行ってください。</p>

※保険料の払い方についての問い合わせと、保険料の支払いが遅れているときや、期限までに払うことができないときには、何回かに分けて払うことができますので、国保・年金課に相談してください。

ほ けんりょう けいげん すく げんめん やす はら
【保険料の軽減(少なくすること)と減免(安くなったり払わなくてよくなったりすること)】

<p>ほ けんりょう けいげん 保険料の軽減</p>	<p>ほ けんりょう ふたん すく まえ とし しゅうにゆう くに き きじゆんい か せたい ほ けんりょう すく 保険料の負担を少なくするために、前の年の収入が国の決めた基準以下の世帯は保険料を少なくして</p> <p>います</p>
<p>ひ じ はつてきしつぎようしや かた 非自発的失業者の方 ほ けんりょうけいげんせいど の保険料軽減制度</p>	<p>かいしゃ がつづれたり、しごと やめさせられるなどによる離職(仕事がなくすること)や「仕事の契約を更新</p> <p>りしよく ひと こくみんけんこう ほ けんりょう すく まえ とし きゆうよしよとく わり かんが けい されない離職」をした人の国民健康保険料が少なくなります。前の年の給与所得をその3割と 考えて計</p>

	<p>算します。軽減を受けるには届け出が必要です 少なくなる期間= 軽減期間は退職日の次の日から次の年度末まで(雇用保険の失業給付を受ける期間とは違います)。期間中は再就職しても軽減の対象です。 対象 = 65歳未満(退職したときの年齢)で、会社がつぶれたり、仕事をやめさせられるなどによる退職または仕事の契約を更新されない退職として 雇用保険の失業給付を受ける人 申し込み = 雇用保険受給資格者証(写し可)・はんこ・国民健康保険被保険者証を持って国民健康保険窓口で届け出をしてください。</p>
<p>保険料の減免</p>	<p>次のようなときには保険料が少なくなるときがあります ・災害(天災、人為的災害)で住んでいる家が被害を受けたとき ・失業(仕事がなくなること)や事業の休止・廃止などで収入が減ってしまい、保険料を払えないとき</p>

【もらえる保険の種類】

種類	もらえるとき	給付の内容
<p>医療費</p>	<p>病院などで被保険者証を見せて、治療を受けたとき</p>	<p>自己負担割合(自分で払うお金の割合) 小学校入学前……………2割 小学校入学後70歳未満 ……3割 70歳以上 ………………2割(※) ※収入の多い世帯の人は3割。 70歳になる時に、被保険者証とは別に自己負担割合を書いた「高齢受給者証」を渡しますので、病院の窓口に必ず見せてください。</p>
<p>療養費</p>	<p>被保険者証を使わないで診察や治療を受けたとき、治療用器具(コルセットなど)けがや病気を治す道具)を作ったときなど</p>	<p>決められている基準によって医療費を少し助けます</p>
<p>高額療養費</p>	<p>病院などに支払った金額が高額になったとき</p>	<p>医療費が決められた額を超えたとき、超えた金額を助けます</p>
<p>高額医療・高額介護合算制度</p>	<p>医療費と介護サービス費の金額が高額になったとき</p>	<p>医療費と介護サービス費を合わせて、決められた額を超えたとき、超えた金額を助けます</p>
<p>移送費</p>	<p>医師の指示で転院したり、急病などで入院するときに寝台車などを使ったとき</p>	<p>決まりによって金額を助けます</p>
<p>入院時食事療養費</p>	<p>入院したときの食事代</p>	<p>標準負担額(食事の自己負担額)以外の金額を助けます ※住民税非課税世帯などの人には、減額制度があります。</p>
<p>出産育児一時金</p>	<p>加入者が出産したとき</p>	<p>子どもひとりにつき42万円を助けます ただし、産科医療補償制度に入っていない病院で出産したときは40万4千円</p>
<p>葬祭費</p>	<p>加入者が亡くなったとき</p>	<p>葬祭を行った人に5万円助けます</p>
<p>精神・結核医療給付金</p>	<p>感染症の予防や感染症の患者への医療についての法律、障害者自立支援法、精神保健及び精神障害者福祉についての法律による医療を受けたとき</p>	<p>金額の一部を助けます(病院などの窓口での負担はありません)</p>

しぜい し はら ぜいきん 市税(市に払う税金)

しぜい しゆるい はら かた 【市税の種類と払い方】

きょういく ふくし どうろ こうえん わたし く ささ しぜい つぎ しゆるい
教育や福祉、道路、公園など、私たちの暮らしを支えている市税には、次のような種類があります。

しゆるい 種類	のうぜいしや はら ひと 納税者(払う人)	はら かた 払い方	はら じき 払う時期
市民税	かいしや はたら ひと 会社で働いている人	かいしや きゆうりよう さ ひ はら 会社などが給料から差し引いて払う	がつ つぎ とし がつ 6月から次の年5月までの、それぞれの月
	ねんきん ひと 年金をもらっている人	ねんきん きこう ねんきん さ ひ はら 年金機構などが年金から差し引いて払う	がつ がつ がつ がつ 4月、6月、8月、10月、12月、次の年2月
	こじん じぎょうぬし など 個人事業主など	し がし ぜいがく はら 市が知らせた税額を払う	がつ がつ がつ つぎ とし がつ 6月、8月、10月、次の年1月
ほうじん 法人	かいしや 会社など	かいしや けいさん はら 会社などが計算して払う	じぎょうねん としゆうりよう つぎ ひ かげつない 事業年度終了の次の日から2カ月以内 (延長法人は例外)
こていし さんぜい 固定資産税 とし けいかくぜい 都市計画税	しよゆうしや 所有者	し がし ぜいがく はら 市が知らせた税額によって払う	がつ がつ がつ がつ 5月、7月、9月、12月
けいじ どうしやぜい 軽自動車税 (かんきょうせい のうわり 環境性能割)	しゆとくしや 取得者	か 買ったりもらったりした人が登録すると きに けいさん はら きに計算して払う	とうろく 登録のとき
けいじ どうしやぜい 軽自動車税 (しゅべつわり 種別割)	しよゆうしや 所有者	し がし ぜいがく はら 市が知らせた税額を払う	がつ ぜんきぶん 5月(全期分)
し たば ぜい 市たばこ税	おろしうりはんばいぎょうしや 卸売販売業者など	おろしうりはんばいぎょうしや じぶん けいさん はら 卸売販売業者などが自分で計算して払う	う つぎ つぎ つぎ まつじつ 売った月の次の月の末日まで
にゅうとうぜい 入湯税	にゅうとうきやく 入湯客	おんせん けいせいしや にゅうとうきやく おんせん はい ひと 温泉の経営者が入湯客(温泉に入る人) から あつ はら 集めて払う	か げつぶん つぎ つぎ にち 1カ月分を次の月15日まで

とあ 問い合わせ 課税課 ☎072-754-6222 ☎072-754-6223 ☎072-754-6224
☎072-754-5255

こうざ ふりかえのう ふ 【口座振替納付】

かね ぎんこう じどう はら
お金を銀行から自動で払います

し ふみんぜい ふつちようしゆう こていし さんぜい とし けいかくぜい けいじ
市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)を払うときには、払い忘れがない口座振替が便利です。申込手続は、納税通知書・預貯金通帳・つうちようどとけで も いけだし のうぜい と あつかう 通帳 届出のはんこを持って、池田市の納税を取り扱っている銀行や全国のゆうちょ銀行、郵便局で申し込んでください(銀行に口座振替依頼書がないときは、送るのでのうぜい か れんらく 納税課に連絡してください)。

とあ 問い合わせ のうぜい か 納税課 ☎072-754-6225

はら ばしょ とりあつかい き かん 【払う場所と取扱期間】

のう ふしよ つか いけだし き きんゆうきかん おおさか ふ きょう
納付書を使って、池田市が決めた金融機関、大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県のゆうちょ銀行、ゆうびんきよく はら ばーこーどつ のう ふしよ こ 郵便局で払えます。バーコード付きの納付書であれば、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでも払えます。詳しくは、納税通知書の「納める場所」に書いています。取扱期間は、納税通知書が届いた日から納付書に書いてある納期限(取扱期限が指定期限)までです。

とあ 問い合わせ のうぜい か 納税課 ☎072-754-6225

【市税の減免(払わなくてよくなったり安くなったりすること)】

災害にあったとき、生活扶助を受けるとき、環境にやさしい軽自動車を購入したときなどには、市税が安くなるかもしれません。課税課に相談してください。また、当てはまるときには申請手続きがいらいます。

◎ 災害を受けたとき

市・府民税(個人)、固定資産税・都市計画税

◎ 生活扶助(衣食や光熱費の援助)を受けているとき

市・府民税(個人)、軽自動車税(種別割)、固定資産税・都市計画税

◎ 障がいのある人が軽自動車などを買ったとき

軽自動車税(種別割)

◎ 環境にやさしい(電気自動車など)の軽自動車などを買ったとき

軽自動車税(種別割)

問い合わせ 課税課 ☎072-754-6222

☎072-754-6223 ☎072-754-6224

☎072-754-5255

【市税の証明書など】

市税の課税証明書などの交付を請求するときや固定資産課税台帳を見たいときは課税課へ申請してください。納税証明書の交付を請求するときは納税課に申請してください。

● 請求できる人

・本人(相続人、納税管理人なども含みます)
 ・本人の委任状(他の人に代わりに申請をしてもらうことなどを書いた紙。詳しくは、担当課に聞いてください)、代理人選任届や同意書を持っている人

・配偶者(夫や妻)や生計が一緒の家族で、本人から依頼があったと認められる人

・法人のときは、代表権を持っている人や委任状、代理人選任届、同意書のどれかを持っている人

※固定資産課税台帳を見るときや評価・公租公課証明書(土地や家などの税に関わる文書)をもらうときは、家や土地を借りている人も、関係する固定資産について請求

することができます(貸借契約書などを持ってきてもらいます)。

※いずれも請求者の本人を確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)を見せることが必要です。

※納税義務者が法人のとき、代表者のはんこがいらいます。

※縦覧期間中(毎年4月1日からその年の最初の納期限の日まで。土・日曜日、祝日以外)は見るのにお金はいらしません。

※軽自動車税(種別割)の継続検査(車検)用の納税証明書はお金がいらしません。

● 手数料

税の種類	証明書・閲覧の種類	手数料(手続きにかかるときの金額)
市・府民税(個人)	所得証明書 課税証明書 非課税証明書 納税証明書	1通につき 300円
固定資産税 都市計画税	公租公課証明書 評価証明書	土地1筆目、建物1棟目は各300円 1筆(棟)増えるごとに各150円いらします
軽自動車税(種別割) 市民税(法人) その他	固定資産課税台帳の閲覧納税証明書 納税証明書	1年度につき 300円 1年度 1税目につき 300円

問い合わせ 課税課 ☎072-754-6222

☎072-754-6223

☎072-754-6224

問い合わせ 納税課 ☎072-754-6225

【国税や府税】

所得税や相続税、消費税など国税は豊能税務署、自動車税など府税は豊能府税事務所に聞いてください。

問い合わせ 豊能税務署 ☎072-751-2441

(自動音声で案内します)

〒563-0025 池田市城南2-1-8

とあ
問い合わせ

とよのふぜいじむしょ

豊能府税事務所 ☎072-752-4111

いけだしじょうなん
〒563-8588 池田市城南1-1-1

のうぜいそうだん
【納税相談】

びょうき さいがい しつぎょう しごと りゆう ぜいきん
病気や災害、失業(仕事をやめた)などの理由で税金を
はら ぞうだん せいかつ じょうぎょう き
払えないときは相談してください。生活の状況などを聞
いて、ぶんかつのう ふ なんかい わ はら ほうほう はら じ き
分割納付(何回かに分けて払う方法)や、払う時期を
あと ほうほう
後にするなどの方法があります。

しぜい たいのう はら えんたいきん し はら
【市税の滞納(払わないこと)と延滞金(支払いが

おく ついか はら かね
遅れたときに追加で払うお金のこと)について】

のうきげん し はら さいご ひ ぜいきん すべ
納期限(支払うことができる最後の日)までに税金を全て
はら づか つか づき ひ のうふ び はら ひ
払わないときは、納期限の次の日から納付日(払った日)

き かん えんたいきん
までの期間によって延滞金がかかります。

のうきげん す とくそくじょう かね はら ほ つた
納期限を過ぎると、督促状(お金を払って欲しいことを伝
てかみ おく のうふ さいこく はや かね はら つた
える手紙)を送ったり、納付催告(早くお金を払うように伝

えること)をします。それでも払わないとき、ざいさんちよう さ
ざいさん しら さし
(給料など、あなたの財産について調べること)をして差

おさ ざいさん きようせいと と
押え(あなたの財産を強制的に取ること)をします。

とあ
問い合わせ

のうぜいか
納税課

☎072-754-6225

とあ
問い合わせ

のうぜいか
納税課

☎072-754-6225

子育て・教育・学校

子育てを助けます(子育て支援)

●親と子どもが安心して遊べる場所

- ・なかよしこども園内「わたぼうし」
- ・古江保育所内「ポップくん」
- ・ザ・ライオンズ池田内「もりもりKIDS」
- ・保健福祉総合センター内「くるぼん」
- ・五月山児童文化センター
- ・水月児童文化センター

●子育て一時預かり利用券(ふくまる子ども券)

保育所などに通っていない1歳から3歳の子どものいる家族に、保育所などで利用できるクーポン券(500円20枚)を渡します。子どもを数時間、預けられます。

●親子ふれあいDAY

毎週土曜日、池田市内のお風呂屋さん(4カ所)に大人一人と子ども一人の二人で行くと、400円で利用できます。

●子育て支援パンフレット(冊子)

子育ての情報がすぐにわかる「いちご応援団」や、住んでいる場所の近くの子育て支援の場所がわかる「す・Kids いけだ」などの冊子を配っています。

●妊娠・出産・子育て応援補助金

妊娠、出産から子育てをする間、お金がたくさん必要なので、池田泉州銀行の「<池田泉州>妊活・育活応援ローン」の借入者に対し、利子の一部を市が払います。

※ お金を借りる契約が完了した日から1カ月以内に申請てつづひつよう手続きが必要です。

●赤ちゃんステーション

公共施設などで授乳・オムツ替えができます。

問い合わせ 子育て支援課 ☎072-754-6252

●児童家庭相談事業

18歳未満の子どもについての相談ができる窓口です。

問い合わせ 児童家庭相談員 ☎072-754-6401

子どもが中学校を卒業するまで、子どもを育てている人がもらうことができるお金

【児童手当】

児童手当は、申請した月の翌月分からの支給(もらえる)となりますが、申請日が翌月になっても、誕生日(生まれた日)や異動日の翌日から15日以内であれば申請月分から支給します。申請が遅れると、遅れた月分のお金はもらえません。

●支給対象児童(お金をもらうことができる子ども)

中学校卒業までの子ども(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)

※公務員は働いている所からももらえます。

●支給額(もらえるお金の額)

子どもの年齢	児童手当の金額(1か月あたり)
3歳未満	15,000円
3歳以上 小学校卒業する前	10,000円 (3人目の子どもから15,000円)
中学生	10,000円

※子どもを育てている人の収入が所得制限限度額以上の場合は、月5,000円がもらえます。

※3人目の子どもとは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のことです。

●現況届

お金をもらうため、現在の状況を知らせる紙

児童手当などを受けている全ての人は、毎年6月中に現況届を出してください。

●現況届を出すのが必要なとき

- ・出生(生まれた)など育てる子どもの数が変わったとき
 - ・離婚などで、子どもを育てる人が変わったとき
 - ・受給者(お金をもらう人)や子どもが転入(池田市へ引っ越してきた)するとき、転出(池田市から他の市へ引っ越す)するとき
 - ・受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- そのほか、受給者や子どもの住所・氏名・個人番号などが変わったときや、児童手当の振込先を変更したいときも手続きが必要です。

※持ち物など、詳しくは聞いてください。

問い合わせ 子育て支援課 ☎072-754-6252

保育所など

保護者(親)のどちらも働いていたり、病気などの理由で世話ができない家庭の生後57日目以上の学校に行く前の赤ちゃんを預かります。(こうせい保育園、きらきら保育園は3カ月以上の子ども、緑丘保育園、わくわく保育園、さつきこども園、石橋文化保育園は6カ月以上の子ども、石橋文化幼稚園は3歳児以上から)募集は広報誌などでお知らせします。

◎開いている時間 午前7時から午後7時(荘園保育園は午後8時まで、亀之森幼稚園・かめのもり乳児園、池田旭丘幼稚園・いけだあさひがおか乳児園は午前7時30分から午後6時30分、石橋文化幼稚園、石橋文化保育園は午前7時30分から午後7時)

◎料金 保育料は赤ちゃんの年齢や親の市民税の金額から決まります(0歳から2歳の子どものみ) 3歳から5歳の子どもは無料です。給食費(3歳から5歳の子ども)などは必要です。

【保育所などの入所(入るための)手続き】

入所手続きは施設によって大きく2つに分かれます。
①保育所・小規模保育事業所・認定こども園(保育部分)を利用する
②幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する

●保育所・小規模保育事業所、認定こども園(保育部分)を利用するには

- 【1】池田市に「保育の必要性」の申請と保育所などの利用申込みをする。
- 【2】申し込みをする人の希望、保育所などの状況を考えながら、池田市が調整をする。
- 【3】保育所などに入る。

●幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用するには

- 【1】幼稚園などに直接利用を申し込む。
- 【2】幼稚園などから入園の連絡を受ける。

- 【3】幼稚園などを通じて、利用のための申し込みをする。
- 【4】幼稚園などを通じて、支給認定証をもらう。
- 【5】幼稚園などに入る。

●教育・保育給付支給認定証
保育所・小規模保育事業所・認定こども園に入りたい人は、保育の必要性に係る認定を受けてください。
詳しくは担当課に聞いてください。

●入所申し込みの時期
入所の時期について詳しくは担当課に聞いてください。

◎4月入所申込について
申込期間はだいたい12月です。(2019年度は12月2日から12月13日でした)

◎5月から3月までの間の入所申込について
入所を希望する2カ月前から前の月の10日(10日が土・日・祝日のときは、その前の平日)まで受付しています。

●市立保育所・こども園

保育所(園)名	場所	電話番号
古江保育所	古江町4	072-753-9100
なかよしこども園	石橋4-6-1	072-761-6751
ひかりこども園	神田2-4-1	072-752-0414

●私立保育所(園)

保育所(園)名	場所	電話番号
細河保育園	ひがしやまちょう 東山町312	072-753-3380
ふしお台保育所	ふしおだい 伏尾台1-3-7	072-751-1797
中央保育園	うえいけだ 上池田2-2-34	072-751-8160
天神保育園	てんじん 天神1-1-13	072-761-3887
はたの保育園	はた 畑1-22-1	072-753-3314
すみよし住吉保育園	すみよし 住吉1-5-8	072-761-1264
みどりがおか緑丘保育園	みどりがおか 緑丘2-5-15	072-751-3319
こうせい保育園	うほちょう 宇保町9-7	072-753-6300
きらきら保育園	むらまち 室町7-7	072-754-1820
わくわく保育園	いしばし 石橋2-12-11	072-760-5075
荘園保育所	そうえん 荘園1-12-6	072-761-5353

しょうき ほほいくじぎょうしょ
●小規模保育事業所

ほいくしょ えん めい 保育所(園)名	ぼしょ 場所	でんわばんごう 電話番号
こ 子どものお家 ぞうさん保育園	みどりがおか 緑丘2-6-20	072-747-4697
いしはしぶんか ほほいくえん 石橋文化保育園	いしはし 石橋2-12-20-A	072-760-3100

とあ
問い合わせ びょうじ びょうごじ ほいくつ
病児・病後児保育室

☎072-754-6626

とあ
問い合わせ ようじ ほいくか
幼児保育課 ☎072-754-6208

しりつにんてい えん
●私立認定こども園

えんめい 園名	ぼしょ 場所	でんわばんごう 電話番号
せんしんにんてい えん 宣真認定こども園	てんじん 天神1-1-41	072-762-4500
ひめむろこども園	ひめむろちょう 姫室町10-1	072-754-0084
かめのもりようち えん 亀之森幼稚園・ かめのもり乳児園	すみよし 住吉2-3-1	072-762-1813
さつきこども園	じょうなん 城南2-4-20	072-751-6830
いけだ あさひがおかようち 池田旭丘幼稚 園・いけだあさひ がおか乳児園	あさひがおか 旭丘1-9-21	072-751-8152
いしはしぶんか しょうち えん 石橋文化幼稚園	いしはし 石橋2-12-12	072-762-0020
さつきがおか えん 五月丘こども園	さつきがおか 五月丘3-4-12	072-753-6000

とあ
問い合わせ ようじ ほいくか
幼児保育課 ☎072-754-6208

つうしょしせつ
●通所施設

●児童発達支援センター池田市立やまばと学園

(旭丘1-1-10 ☎072-762-3218)

こ ほんたつ ひとたち いっしょ
子どもの発達にあわせて、いろいろな人達と一緒に、そ
れぞれのせんもん たちば たす
専門の立場から助けます。

◎対象

そだ しんぱい がっこう い まえ こ
育ちに心配のある学校に行く前の子ども

とあ
問い合わせ やまばと学園 ☎072-762-3218

とあ
問い合わせ はつたつし えんか
発達支援課 ☎072-754-6102

びょうじ びょうごじ ほいくつ
●病児・病後児保育室

びょうき けが しゅうだんせいかつ こ すこ あいだ
病気が怪我で集団生活できない子どもを少しの間、
あず びょうき きゅう わる
預かります。病気が急に悪くなるかもしれないときなど
あず
預かることができないときがあります。利用するには

- (1) 保育所や幼児保育課で登録をする
- (2) 病児・病後児保育所に空いているかを確認
- (3) 病院での診療情報提供書を書いてもらう
- (4) 当日の午前10時までに予約する

こそだ たんき し えんじぎょう
●子育て短期支援事業

おや びょうき しごと いくじづか こ そだ つか
親の病気や仕事、育児疲れ(子どもを育てることに疲れ
てしまった)で子どもを育てることが難しくなったとき、
じどうようごしせつ いけだ しがい しゅくはくほいく
児童養護施設(池田市外にあります)で宿泊保育をするこ
とができます。施設への送り迎えは自分でしてください。

●対象年齢 18歳未満

●利用期間 7日間以内

●料金 利用者の税金の金額によってはお金が必要で
す。

※ 利用したい人は子育て支援課に聞いてください。

とあ
問い合わせ こそだ し えんか
子育て支援課 ☎072-754-6401

きょういく がっこう
教育と学校

ようちえんじほしゅう)
【幼稚園児募集】

がつ はじ つぎ とし ようちえん はい ひと う つ
10月の初めに、次の年に幼稚園に入りたい人を受け付
けています。新しく池田市へ引越してきた人は、定員に余
ゆがあれば、途中の入園もできます。詳しくは、それぞれ
の幼稚園に聞いてください。

ようじきょういく ほいく むりよう
【幼児教育・保育は無料です】

さいいじょう がっこう い こ ほいくりょう つき
3歳以上の学校に行っていない子どもの保育料は月
25,700円まで無料です。手続きは、入園する園がしま
す。また、家庭で育てるのが難しいと認められたときは、
あず ほいく りよりよう つき えん むりよう
預かり保育の利用料が月11,300円まで無料です。

くわ たんどうか
詳しくは担当課に
聞いてください。
えん、つうじょう きょういくじかんいがい こどもあず
園が通常の教育時間以外にも子どもを預かること

しりつようちえん えん
●市立幼稚園・こども園

えんめい 園名	ぼしょ 場所	でんわばんごう 電話番号
さくら幼稚園	だいわちょう 大和町1-4	072-751-3513
あおぞら幼稚園	はた 畑1-1-1	072-751-9554
なかよしこども園	いしはし 石橋4-6-1	072-761-6751

ひかりこども園	神田2-4-1	072-752-0414
---------	---------	--------------

●私立幼稚園・認定こども園

園名	場所	電話番号
池田旭丘幼稚園 園・いけだあさひ がおか乳児園 (認定こども園)	旭丘1-9-21	072-751-8152
池田五月山教会 幼稚園	五月丘2-7-19	072-751-5130
石橋文化幼稚園 (認定こども園)	石橋2-12-12	072-762-0020
カトリック聖 まりあ幼稚園	満寿美町9-26	072-751-4428
かめのもり幼稚園・ 亀之森幼稚園	住吉2-3-1	072-762-1813
せんしんにんてい 宣言認定こども園	天神1-1-41	072-762-4500
むろまち幼稚園	室町7-4	072-751-4029
ゆうせい幼稚園	伏尾台2-11	072-751-1828

問い合わせ 幼児保育課 ☎072-754-6208

●小・中学校の新入学

新しく入学する子どもがいる家庭には、1月に入学日と入学する学校を知らせる、就学通知書を送ります。中学校も同じです。

問い合わせ 学務課 ☎072-754-6291

●小・中学校の転入学

総合窓口課で転入手続き(新しく池田市へ引越してくる手続き)をすると同時に、転入学手続き(池田市の小学校・中学校に通う手続き)を行います。

「転入学通知書」をお渡ししますので、前の学校から渡される「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」と一緒に、学校に持って行ってください。

私立(池田市立小・中学校以外)の学校へ在学する(している)ときや、海外からの転入(編入)のときは、総合窓口課で転入手続きを済ませた後、必ず学務課へ来てください。

問い合わせ 学務課 ☎072-754-6291

●小・中学校の転退学

総合窓口課で転出手続き(池田市から引越す手続き)をすると同時に、転退学手続き(池田市の小学校・中学校をやめる手続き)を行います。

「転退学通知書」をお渡ししますので、今通っている学校へ持っていく、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」をもらってください。

問い合わせ 学務課 ☎072-754-6291

●池田市内での転校

総合窓口課で転居手続き(池田市の中で引越す手続き)を済ませた後、すぐに学務課で転退学、転入学手続きをしてください。

前の学校の「転退学通知書」、次の学校の「転入学通知書」を、それぞれの学校へ持って行ってください。

問い合わせ 学務課 ☎072-754-6291

●小・中学生にかかる、いろいろなお金を助けます

お金がないなどの理由で学校に行くことが難しい子どもの親に、学校に必要なものや給食、修学旅行などにかかるお金を助けます。通っている学校に聞いてください。

問い合わせ 学務課 ☎072-754-6291

●高校生・大学生への奨学金

池田市内に住み、高校・大学などへ進学する人で、学費の支払いが難しい人に、奨学金を渡します。(審査があります)

問い合わせ 学務課 ☎072-754-6291

●小学校に新しく入学する子どもの健康診断

新しく入学する子どものいる家庭には前もって就学時健康診断通知書を送り、11月に健康診断をします。

問い合わせ 学務課 ☎072-754-6902

●小・中学生の医療費を助けます

学校に行くお金を助けてもらっている人の子どもの(小・中学生)が次の病気を治療するとき

(①トラコーマや結膜炎 ②白癬、疥癬や膿痂疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎やアデノイド ⑤う歯 ⑥寄生虫病)

つか かよ がっこう き
に使えます。通っている学校に聞いてください。

と あ がくむ か
問い合わせ 学務課 ☎072-754-6902

●アレルギー対応の給食

いけだし こ あれるぎー たいおう
池田市では子どもたちのアレルギーに対応できるよう
きゅうしょく つく ないよう がっこう がっこう
な給食を作っています。内容はそれぞれの学校か学校
きゅうしょくセンターに聞いてください。

と あ がっこうきゅうしょくセンター
問い合わせ 学校給食センター

☎072-751-8311

●院内学級

いんないがっきゅう びょうき にゆういん こ べんきょう
院内学級は病気やけがで入院する子どもが勉強する
きょうしつ しりついで びょういん なか いし きょか
教室で市立池田病院の中にあります。医師の許可があれば
じゅぎょう う てんこう てつづ しゅつ
ば授業を受けることができ、転校の手続きをすると、出
せき
席とすることができます。

と あ いんないがっきゅう
問い合わせ 院内学級 ☎072-754-6829

と あ きょういくセンター
問い合わせ 教育センター ☎072-751-4971

●NPO法人との連携

いけだし ほしんといぼくす いっしょ ふどうこう がっこう
池田市はNPO法人トイボックスと一緒に、不登校(学校
い に行けていないこと)やひきこもり(家の外に出てこれな
いこと)などの色々な問題についての相談活動やスクーリ
んぐ(がっこう じゅぎょう う おこな そとで いけだし
ンク(学校で授業を受けること)を行っています。池田市
みん むりょう
民は無料です。

と あ ほしんといぼくす
問い合わせ NPO法人トイボックス

☎072-751-1145

●留守家庭児童会「なかよし会」(放課後児童クラブ)

ほうかご なつやす ふゆやす おやしごと こ
放課後や夏休み・冬休みなど、親が仕事などで子どもの
せわ むずか かに あんしん せいかつ ば
世話をすることが難しい家庭に、安心して生活できる場
しよ
所があります。

にゅうかい くわ こそだ しえんか き
入会について、詳しいことは子育て支援課に聞いてくだ
さい。

と あ こそだ しえんか
問い合わせ 子育て支援課 ☎072-754-6252